

第8節 商務流通保安グループ	342
流通・物流政策	342
1. 流通政策	342
1. 1. 概要	342
1. 4. 製・配・販の取組	342
1. 5. 流通業の海外展開	342
1. 6. 買物弱者対策	343
1. 7. 大規模小売店舗立地法	343
1. 8. 外国人旅行者等消費税免税制	344
2. 改正中心市街地活性化法の推進	345
2. 1. 概要	345
2. 2. 中心市街地活性化法について	345
2. 3. 推進の状況	345
3. 物流効率化	346
3. 1. 概要	346
3. 2. 「総合物流施策大綱（2013-2017）」の策定	346
3. 3. コンテナラウンドユースの取組	346
3. 4. サプライチェーンマネジメントの高度化	346
3. 5. 環境負荷の低減に資する流通・物流の効率化	346
商取引政策	347
1. 取引信用行政	347
1. 1. 概要	347
1. 2. 審議会の開催状況	347
1. 3. クレジット産業の動向について	347
1. 4. 前払式特定取引業の動向について	348
1. 5. リース産業の動向について	348
1. 6. 被災中小企業復興支援リース補助事業について	348
1. 7. リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業について	348
2. 商品先物行政	348
2. 1. 商品先物取引について	348
2. 2. 商品投資事業について	349
消費者政策	349
1. 消費者行政	349
1. 1. 特定商取引法	349
1. 2. その他の消費者関連施策	350
2. 消費者相談	350
3. 製品安全行政の積極的な推進	350
3. 1. 重大製品事故等の情報について	350
3. 2. 製品安全関連法令の適正な執行	350
3. 3. 電気用品・ガス用品の技術基準体系の性能規定化	351

3. 4. 規制対象製品の追加、見直し	351
3. 5. 長期使用製品安全点検・表示制度	351
3. 6. 製品安全に係る自主的取組の促進	351
3. 7. 製品安全に係る普及・啓発活動	352
3. 8. 製品分野における国際協力の推進	352
国際博覧会出展事業	353
1. イタリア・ミラノ国際博覧会への参加	353
2. カザフスタン・アスタナ国際博覧会への参加	353
産業保安	354
1. 概要	354
2. 高圧ガスの保安	354
2. 1. 高圧ガス保安に関する取組	354
2. 2. 2015 年度の事故の状況及び対策	354
2. 3. 審議会の開催状況	355
2. 4. 高圧ガス保安経済産業大臣表彰	355
3. 火薬類の保安	355
3. 1. 火薬類保安に関する取組	355
3. 2. 2015 年の事故の状況及び対策	355
3. 3. 審議会の開催状況	356
3. 4. 火薬類保安経済産業大臣表彰	356
4. 電力の保安	356
4. 1. 電力の保安に関する取組	356
4. 2. 審議会の開催状況	356
4. 3. 電気保安功労者経済産業大臣表彰	356
5. 都市ガス及び熱供給の保安	358
5. 1. 都市ガス及び熱供給の保安に関する取組	358
5. 2. 2015 年の事故の状況及び対策	358
5. 3. 審議会の開催状況	359
5. 4. ガス保安功労者経済産業大臣表彰	360
6. 液化石油ガスの保安	360
6. 1. 液化石油ガスの保安に関する取組	360
6. 2. 2015 年の事故の状況及び対策	360
6. 3. 審議会の開催状況	362
6. 4. 液化石油ガス消費者保安功績者商務流通保安審議 官表彰	362
7. 鉱山の保安	362
7. 1. 鉱山の保安に関する取組	362
7. 2. 2015 年の災害の状況及び対策	363
7. 3. 中央鉱山保安協議会等開催状況	364

7. 4. 全国鉱山保安表彰	364
8. 産業保安監督部	364
8. 1. 北海道産業保安監督部	364
8. 2. 関東東北産業保安監督部東北支部	366
8. 3. 関東東北産業保安監督部	367
8. 4. 中部近畿産業保安監督部	369
8. 5. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	370
8. 6. 中国四国産業保安監督部	372
8. 7. 中国四国産業保安監督部四国支部	373
8. 8. 九州産業保安監督部	375
8. 9. 那覇産業保安監督事務所	376

第8節 商務流通保安グループ

流通・物流政策

1. 流通政策

1. 1. 概要

流通（卸・小売）業は、我が国GDPの約16.0%（内閣府国民経済計算）、従業員数の約16.5%（労働力調査）を占めているとともに、消費財産業全体に影響を与える重要な産業である。

消費財産業全体の更なる効率化・高付加価値化のためには、サプライチェーンの効率化や成長するアジア市場の取り込み等が重要であることから、国内外に対して、以下のような取組を行った。

1. 2. 卸・小売業の生産性向上

日本のサービス業の生産性が他業種に比べ低いことから、特に、卸・小売業をはじめとするサービス業の各分野における生産性向上が今後の経済成長に不可欠として、産業競争力会議、政労使会議等で議論されてきた。

そういった議論を踏まえ、2015年4月の政労使会議において、特に地域経済に与える影響が大きいとされる宿泊業、運送業、飲食業、医療・介護、小売・卸売業の分野別に協議会を設立することが決定され、小売分野についてもボランタリーチェーン協会会員企業、流通関係団体が参加した協議会を設置することとなった。

協議会の具体的な活動としては、2015年6月18日に「第1回サービス業の生産性向上協議会」を5分野共同で官邸において開催し、生産性の高い製造業のノウハウを活かした生産性向上の実証を進めていくこととされた。その後、小売分野では、第2回協議会として製造業の取組事例の紹介、第3回協議会においては製造事業者の工場見学の取組を行った。また、協議会の取組の一環として、テーマ別のワーキンググループや小売業と製造業の協業モデル構築の取組に着手したところ。

1. 3. データの利活用

流通分野等で発生する商品情報、POS、レシート等の多様なデータの利活用を進めるため、2015年10月に「流通・物流分野における情報の利活用に関する研究会」を設置し、流通業・物流業におけるビッグデータの活用を通じた活性化や新たな産業モデルの在り方について、課題を明

らかにし、対応の方向性を議論した。

1. 4. 製・配・販の取組

日本の流通企業は欧米に比べ、収益率が低いと言われている。流通過程の効率化のためには、消費財流通における、メーカー（製）、卸売（配）、小売（販）の垂直的統合が必要であるとの問題意識のもと、2011年5月に、製・配・販に関係する43社が参加する製・配・販連携協議会（事務局は公益社団法人流通経済研究所及び一般社団法人流通システム開発センター）を設立した。（2016年現在、加盟企業は53社）

2015年度は返品削減、賞味期限の年月表示化・リードタイム最適化、配送の効率化をテーマとし、取組をより具体化するために加工食品と日用品の2つのワーキンググループにおいて実行面を意識した検討・議論を進めた。これらの議論を踏まえ、2016年度に手引書を策定する予定である。また、訪日外国人の増加に伴う買物需要を一層拡大すべく、現在日本で買物をする際に感じている不満や心配を軽減させるため、商品情報多言語対応ワーキンググループを新たに設置した。

加工食品ワーキンググループでは、加工食品業界における納品期限の見直し、賞味期限の延長と年月表示化、終売プロセスの見直し等の方策に取り組み、加盟企業からのベタープラクティス事例をもとに「返品削減の進め方手引書」を作成するための検討を進めた。また物流環境が変化する中で、各社の取組を共有した。

日用品ワーキンググループでは、加工食品業界よりも返品率・返品処理経費率が高く、また改善傾向がみられないことから、加盟企業からのベタープラクティス事例をもとに「返品削減の進め方手引書」を改訂するとともに、この手引書の要点をまとめたパンフレットも作成し、業界団体へ普及推進を進めることとした。配送最適化に関しては、加工食品同様に各社の取組を共有した。

商品情報多言語対応ワーキンググループでは、訪日外国人の買物時の不満点解消に向けて、商品情報を多言語で提供するため、製・配・販が連携した共通インフラの構築・運用のあり方について検討した。

1. 5. 流通業の海外展開

近年、我が国流通業の海外展開が進んでいる。しかし、

主要な進出先であるアジア諸国の一部には、外資流通業の出資や出店を阻む規制が存在している。

こうした中、2016 年 3 月に中国商務部との間で「第 2 回日中流通対話」を東京で開催した。経済産業省は、コンビニエンスストアに代表されるフランチャイズビジネスや卸売業といった日本の流通業の特色を説明し理解を得た。また、販売品目規制等、日系企業進出の障壁となっている諸問題について緩和・撤廃を求めた。中国側からは、百貨店等のリアル商業と電子商取引の発展の状況及び中国でのフランチャイズビジネス分野の大きなポテンシャルについて、日本企業の進出と拡大を歓迎する旨の説明を受けた。

二国間対話については、ベトナム、インドネシア、ミャンマーとの間においても定期的に開催しており、次回の各対話は 2016 年度に開催する。

一方、ASEAN 諸国の流通分野の発展に貢献すべく、2015 年 9 月に「第 6 回ベトナム流通・外食事業者のためのマネジメント研修」、2015 年 11 月に「第 4 回インドネシア流通政策研修」、2016 年 1 月に「第 2 回ミャンマー流通政策研修」を実施した。

1. 6. 買物弱者対策

近年、地場の中小企業や地域コミュニティが衰退し、店や交通機関、医療・福祉等の日常生活に不可欠な「生活インフラ」が弱体化している。特に人口減少が深刻な過疎地や、高齢化が進む都市部の大規模団地などでは、小売店の撤退が進み、日常の買物に不便を感じている高齢者等、いわゆる「買物弱者」が増加している。

こうした中、地域コミュニティの買物機能を確保・維持するため、次の施策を実施して、地域における買物機会の持続的な提供につながる取組を支援した。

(1) 買物弱者問題の実態とポイントについて分析した「買物弱者・フードデザート問題等の現状及び今後の対策のあり方に関する調査報告書」を 2015 年 4 月にとりまとめるとともに、調査結果を踏まえて、買物弱者地域の課題解決に有効なベストプラクティス及び事業実施に必要な工夫を記載した「買物弱者応援マニュアル ver3.0」を策

定・公表した。

(2) 国・地方公共団体が実施している買物弱者支援に関連する支援制度をとりまとめ、経済産業省ホームページで公表した。

(3) 2014 年度補正予算で措置された買物環境整備促進事業を実施し、37 件の事業に対して支援を行った。

1. 7. 大規模小売店舗立地法

(1) 概要

「大規模小売店舗立地法」は、大規模小売店舗の設置者に対し、周辺地域の住民や自治体の意見等を踏まえ、当該大規模小売店舗と周辺の生活環境との調和に配慮を求める手続等を定めた法律である。

(2) 適切な運用の確保

「大規模小売店舗立地法」の運用は、都道府県及び政令指定都市が担っているが、経済産業省としても、同法を所管する立場から適切な運用を確保するため、次の施策を実施した。

(ア) 「大規模小売店舗立地法」の運用や解釈について、ホームページ等により情報提供を行った。

(イ) 経済産業省及び各経済産業局に設置されている「大規模小売店舗立地法相談窓口」において、都道府県・政令指定都市・大規模小売店舗設置者等からの問合せに対応した。

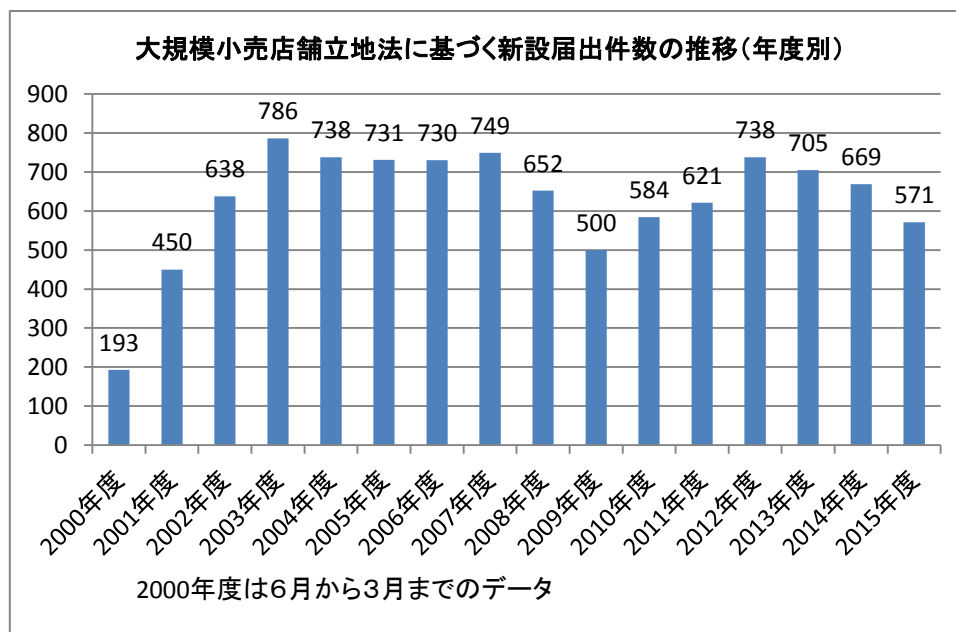
(ウ) 地域ごとに「都道府県等連絡会議」を開催し、「大規模小売店舗立地法」の届出に関して、具体的事例の研究等を通じて、都道府県及び政令指定都市間の情報交換等を実施した。

(エ) 都道府県、政令指定都市等の大規模小売店舗立地法の担当者に同法の運用に必要な知識を習得させるため、「流通立地政策研修」を実施した。

(3) これまでの届出状況

2000 年 6 月の「大規模小売店舗立地法」施行後、2016 年 3 月までに計 10,055 件（月あたり平均で約 53 件）の新設の届出があった（参照表：大規模小売店舗の届出状況）。

表：大規模小売店舗の届出状況)



1. 8. 外国人旅行者等消費税免税制

訪日外国人旅行者数は、2004年の614万人から2015年の1,974万人と大幅に増加している。さらに、外国人旅行者は我が国での消費額も大きいと、売り上げ増に貢献している。

そこで、従前より存在していた外国人旅行者向け消費税免税制度を、順次拡充し、旺盛なインバウンド需要の獲得に向けた環境整備を行っている。

(1) 外国人旅行者等向け消費税免税制度の概要

外国人旅行者等の非居住者が免税店において通常生活の用に供する物品を一定の方法で購入する場合には、消費税が免税される。

(2) 免税対象品目の拡大と手続の簡素化等

(ア) 免税対象品目の拡大

既存の免税対象となっている家電製品、カバン、着物・服等の物品（同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の税抜の販売額合計額が1万円を超えるもの）に加え、これまで免税の対象から除外されていた食品類、飲料水、薬品類、化粧品類その他の消耗品について、次の方法で販売することを前提に免税対象とされた。

(A) 同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の税

抜き販売合計額が5千円超 50万円までの範囲内のも

の

(B) 指定された方法により包装されていること

(C) 購入後30日以内に国外に持ち出すことを購入誓約書において誓約すること

(イ) 免税手続の簡素化

「購入記録票」及び「購入者誓約書」については、これまでの様式を廃止し、記載項目のみを定めることや、一度に一般物品と消耗品を免税販売する場合に、同一の用紙で両品目に共通する項目を一括して記載することを認めることにより、購入記録等の様式の弾力化と記載事項の簡素化を図った。

(3) 手続委託型消費税免税制度の導入

(ア) 手続委託型消費税免税制度による効率化

商店街・ショッピングセンター及びテナントビル等の特定商業施設内において非居住者に対して販売する物品に係る免税販売手続を免税手続カウンターを設置する事業者と委託契約を締結することで代理させることが出来る。

(イ) 免税手続カウンターで合算金額を管理している場合、同一特定商業施設内での他の手続委託型消費税免税店と販売額を合算して加減金額を超えれば、免税の対象になる。

(4) 事前承認港湾施設に係る臨時販売場制度

外航クルーズ船等が寄港する港湾の港湾施設内に、場所及び期限を定めて設置する臨時販売場は、一定の要件を満たす場合、消費税免税店として免税販売を行うことが出来る。

2. 改正中心市街地活性化法の推進

2. 1. 概要

中心市街地は様々な都市機能が集積する「まちの顔」であり、地域経済の発展に重要な役割を果たしている。しかしながら、モータリゼーションの進展等による大規模店舗の郊外立地等により空洞化が進んでいる。このような背景のもと 1998 年度に旧中心市街地活性化法（旧中活法）が成立した。さらに「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」をコンセプトとして、第 164 回通常国会において旧中活法が抜本的に改正された（2006 年 8 月 22 日施行）。改正中心市街地活性化法に基づき、地域の創意工夫を活かしつつ、「都市機能の増進」と「経済活力の向上」を柱とし、政府として総合的、一体的な対策を講じることとされた。旧中活法が改正されて 6 年が経過し既にいくつかの市で中心市街地活性化基本計画が終了した状況においても、依然として中心市街地の疲弊は深刻で、人口減少の中で地域の経済活力を維持しつつ、高齢化が進む地域の住民にとって住みやすいまちを形成する観点から、中心市街地活性化政策を改めて総点検することとした。この結果、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るため、1. 中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業を認定し、重点支援する制度の創設、2. 中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置、道路占用の許可の特例等の創設を趣旨とする中心市街地活性化法の改正法案を 2014 年 2 月に第 186 回通常国会において提出し、同年 4 月に成立した。

2. 2. 中心市街地活性化法について

（1）「選択と集中」の強化

2006 年 8 月、政府として中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に中心市街地活性化本部が設置された。また、市町村が作成した基本計画について、内閣総理大臣による認定制度が創設され、認定された基本計画に基づく事業に対して、各省庁が連携して、重点的に支援することとした。

2014 年の改正では、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、波及効果が高い民間プロジェクトを「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」として、まちづくり会社等の民間事業者が行うにぎわいを生み出すイベントの開催やまちの個性を発見するための研修等の事業を「民間中心市街地商業活性化事業計画」として、経済産業大臣が認定する制度が創設された。

（2）民間主導による多様な主体の参加

まちづくりには多様な関係者の参画が必要との観点から、商工会議所、まちづくり会社、基本計画に記載された事業を行う者、地権者など多様な民間主体によって組織される中心市街地活性化協議会が法制化された。

（3）支援措置の拡充

改正中心市街地活性化法では、1. 市街地の整備改善、2. 都市福利施設の整備、3. まちなか居住の推進、4. 経済活力の向上の 4 点について各省庁連携して重点的な支援を実施することとされた。

2014 年の改正により、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」の認定を受けたものについては、市町村版高度化融資制度、大規模小売店舗立地法の特例、建築物及び構築物を取得した際の割り増し償却制度、不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減制度等の特例措置を、「民間中心市街地商業活性化事業計画」では、中小企業基盤整備機構による協力業務、中小企業投資育成株式会社法の特例がそれぞれ創設され、順次認定事業に対して支援が講じることとされた。

2. 3. 推進の状況

2007 年 2 月に第 1 次の基本計画が内閣総理大臣に認定されて以降、これまでに 129 市で 132 計画（2015 年 3 月末現在）が認定された。また、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」については、これまでに 8 市 8 計画（2015 年 3 月末）が認定された。

さらに、中心市街地活性化協議会も 159 地域（2015 年 3 月末現在）で設立されるなど、中心市街地活性化法の活用による取組が広まっている。

経済産業省では、経済活力を向上させるため、事業計画の認定や、民間事業者が行う商業施設及び付随する商業基

盤施設を整備・改修する事業やソフト事業に対して補助を行うといった「事業」に対する支援に併せ、まちのマネジメントを担う人材を雇用するための補助や、人材を育成するための各種研修の実施といった「人」に対する支援を行うことで、中心市街地の活性化の取り組みを行う主体を総合的に支援した。

3. 物流効率化

3. 1. 概要

我が国企業の産業競争力を向上させ、安定した経済成長を遂げていくためには、国内外での高度で円滑な流通・物流システムによる国際競争力強化が必要不可欠である。また、地球温暖化に関する問題が深刻になる中、我が国の二酸化炭素排出量の2割を占める運輸部門についても、二酸化炭素排出量削減に向けた取組が求められていることから、これらを実現可能とする対策の実施が必要である。

近年の東アジア地域における経済交流の拡大等により、国境を越えた高度かつ複雑なサプライチェーンが構築される中においては、貿易手続や国際物流環境の円滑化等によりグローバルな事業展開を円滑化させることが重要な課題となっている。こうした課題について、荷主企業と物流事業者の連携・協働により、物流に関する施策や取組を実施しているところである。

3. 2. 「総合物流施策大綱（2013-2017）」の策定

政府は、物流施策や物流行政の中長期的な指針を示し、関係省庁が連携して総合的・一体的な物流施策の推進を図るものとして、「総合物流施策大綱」を1997年から4回にわたって策定してきた。

2012年度には、2013年以降の次期5か年計画となる新たな総合物流施策大綱を策定するため、国土交通省とともに、「新しい総合物流施策大綱の策定に向けた有識者検討委員会」を設置し、有識者と意見交換を行った。

2013年度には、同様検討委員会が取りまとめた提言を踏まえ、「総合物流施策大綱（2013-2017）」を策定し、6月25日に閣議決定した。内容としては、以下の3本の柱で構成されている。

（1）産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

（2）さらなる環境負荷の低減に向けた取組

（3）安心・安全の確保に向けた取組

同大綱においては、荷主企業の観点から、産業の立地競争力を強化するための物流施策も盛り込まれている。

また、2013年9月に総合物流政策推進会議を開催し、具体的な物流政策をプログラム・工程表としてまとめ公表した。毎年度官民協同で施策の取組状況のフォローアップを行うこととしており、2015年度は12月に総合物流政策推進会議を開催し、施策の取組状況のフォローアップを取りまとめて公表した。

3. 3. コンテナラウンドユースの取組

輸出入における海上コンテナ輸送では、空コンテナ輸送が生じており、非効率的な状況が発生している。コンテナラウンドユースとは、輸入に用いた後の空コンテナを港に戻さず輸出に転用するもので、輸入者から輸出者への直接輸送や、近隣の内陸コンテナデポを活用することによって空コンテナ輸送を削減することが期待されるものである。

2015年度は、コンテナラウンドユースの更なる普及を目的として、複数企業間で行う新たなビジネスモデルのケーススタディを行うとともに、2013年度に作成した「コンテナラウンドユース推進の手引き」を改訂した。

3. 4. サプライチェーンマネジメントの高度化

（1）海外における物流人材育成

国際物流に関する多岐にわたる課題を総合的・機動的に解決すべく、2006年8月に経済産業省、国土交通省、産業界が連携して「国際物流競争力パートナーシップ会議」を創設し、我が国企業の国際競争力強化と東アジア経済共同体の実現に向けた行動計画を策定した。本行動計画に基づき、ASEAN地域における物流人材育成のため、我が国の「物流技術管理士資格認定講座」の各国への展開を実施した。

2015年度は、ベトナムにおいて物流人材を継続的に育成するための環境整備が必要であるとの認識のもと、現地物流人材育成の講師となりうる人材を招聘し、日本人専門家による教育を実施した。また教育に参加した講師による現地講習会を開催するとともに、今後の物流人材育成環境の整備に向けたロードマップを策定した。

3. 5. 環境負荷の低減に資する流通・物流の効率化

（１）グリーン物流パートナーシップ会議の開催

2005 年 7 月に京都議定書が発効されたことを受け、現状の政策のままでは運輸部門の二酸化炭素排出量について「2010 年度に 1990 年度比 15.1%増に抑制する」という目標達成が難しい状況にあった。

このため、2004 年 12 月に荷主企業と物流事業者が協働して物流分野における二酸化炭素排出量等の環境負荷低減の取組を促進するために、「グリーン物流パートナーシップ会議」（経済産業省、国土交通省、産業界が主催）を創設した。

2015 年度は、12 月 15 日に第 14 回グリーン物流パートナーシップ会議を開催し、物流分野における地球温暖化対策及び物流の生産性向上等に顕著な功績があった取組に対して経済産業大臣表彰及び商務流通保安審議官表彰を行った。

（２）流通業務総合効率化法に基づく支援措置

2005 年の制定以降、倉庫等の物流施設の整備を中核として流通業務を総合的・効率的に進める事業を支援してきた物流総合効率化法について、人手不足への対応を図るため、効率化支援方策を「施設整備」によるものから「連携」によるものへ転換することとし、2 以上の者の連携を前提に、支援の裾野を広げ、モーダルシフト（トラックから鉄道・船舶への輸送手段の転換）や共同配送をはじめとした多様な取組みを後押しできるようにするための法改正を行うこととした（2016 年 2 月改正法案の閣議決定）。

また、2015 年度は政府全体で 32 件の流通業務効率化計画※を認定し、支援措置を講じた。

※物流コスト削減、環境負荷低減等を目的に事業者が作成する実施計画（輸配送の共同化、IT の導入等）

商取引政策

１．取引信用行政

１．１．概要

商品の販売・役務の提供に伴って信用を供与する取引を行政対象としている。具体的には、割賦販売法による販売信用に関する取引秩序の維持及び消費者保護、その他信用を供与して行う取引に関する施策を講じている。

１．２．審議会の開催状況

産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会は、2014 年 9 月から、クレジットカード取引が円滑な支払手段として今後も拡大することにより国民経済の発展に寄与すること、そのためにはクレジットカード取引の安全な利用環境を適切に整備することが必要であること等に留意しつつ、近時の取引環境の変化、消費者相談及び不正使用の動向等の取引に係る実態や、今後の取組の方向性について検討を開始した。2014 年 12 月には、今後の更なる実態把握や検討の深化に資することを目的として「中間的な論点整理」を取りまとめ、パブリックコメントを実施した。2015 年 2 月から議論を再開し、2015 年 7 月には、それまでの検討状況を踏まえ、「報告書～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～」を取りまとめ、公表した。

１．３．クレジット産業の動向について

（１）クレジット産業の状況

2016 年 3 月末現在の登録事業者数は、包括信用購入あっせん業者が前年比 1 社減の 259 社、個別信用購入あっせん業者が前年比同数の 151 社となっている。

（２）キャッシュレス化に向けた対応

キャッシュレス決済については、事業者にとっての現金取扱い業務の削減、消費者や外国人観光客にとっての現金引き出しの手間削減や取引決済の安全性向上、地域における買物難民や介護が必要な高齢者にとっての利便性向上、行政分野における徴収事務や給付事務の効率化、などの様々な効果が期待される。

そのため、キャッシュレス決済の普及による利便性や効率性の向上について、官民が一体となって積極的に取り組んでいくべく、関係省庁において検討を進め、2014 年 12 月、今後の対応策について「キャッシュレス化に向けた方策」として取りまとめた。

また、2015 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2015 を踏まえ、キャッシュレス決済に伴い得られるビッグデータの利活用を促すために、2015 年 9 月より開催した「クレジットカード産業とビッグデータに関するスタディグループ」においてクレジットカード産業におけるビッグデータ等の利活用に向けての課題、実現に向けた取組等について検討・協議を行い、2016 年 2 月に報告書を取りま

とめた。

（３）クレジット取引セキュリティ対策協議会について

2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催等を踏まえ、世界最高水準のクレジット取引のセキュリティ環境を整備するためには、カード会社のみならずクレジット取引に関係する事業者等からなる推進体制を構築して、セキュリティ対策の強化に向けて取組むことが必要。かかる認識の下、2015年3月に一般社団法人日本クレジット協会を事務局として、関係する業界団体等からなる「クレジット取引セキュリティ対策協議会」が発足。クレジットカード番号情報保護、偽造防止、不正使用対策等について検討を開始した。2016年2月には、それまでの検討状況を踏まえ、我が国が2020年までに達成すべき目標の実現に向け、クレジットカード取引に関係する各主体がそれぞれ役割に応じて取り組むべき事項を定めた「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画－2016－」を取りまとめた。

1. 4. 前払式特定取引業の動向について

（１）冠婚葬祭互助会の動向

1973年に347社あった事業者数は、1986年に415社とピークを迎えた後減少し、2016年3月末現在で前年比20社減の267社となった。一方、前受金残高は1973年以降一貫して増加してきており、2016年3月末現在で前年比173億円増の約2兆4,324億円となった。

（２）友の会の動向

1973年に178社あった事業者数は、1985年に356社とピークを迎えた後減少し、2016年3月末現在で前年比8社減の109社となった。一方、前受金残高は2016年3月末現在で前年比134億円増の約4,889億円となった。

1. 5. リース産業の動向について

リースは、中小企業の設備投資において重要な役割を担っており、民間企業投資に占めるリース設備投資額割合（リース比率）は、2015年度は速報値で6.73%で推移している。

1. 6. 被災中小企業復興支援リース補助事業について

経済産業省では、東日本大震災により被災した中小企業の二重債務負担の軽減を図り、円滑な事業再開を促すため、2011年度第3次補正予算により、設備を再度リースにより導入する場合のリース料の一部を補助する事業を2011年12月から開始し、2015年度も引き続き実施した。

1. 7. リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業について

経済産業省では、企業の財務に負担をかけないリース手法を活用し、市場や需要の拡大を見極めるのが難しい先端設備等への投資を促すため、2013年度補正予算により基金を創設し、リース事業者に一定の条件を満たすリース契約を対象に、リース期間満了後のリース対象物件の二次利用価値の損失についてリース対象物件の取得価額の5%を上限に補てんする事業を2015年においても引き続き実施した。

2. 商品先物行政

2. 1. 商品先物取引について

（１）商品先物取引の状況

（ア）取引量の動向

2015年度の工業品市場における売買約定数量を示す出来高は、25,532千枚となり2014年度の出来高22,058千枚より増加した。また、2015年度の取引金額は60兆円となり、2014年度の取引金額67兆円より減少した。

（イ）許可業者等

2016年3月末現在の商品先物取引法に基づく商品先物取引業者数は前年比2社減の47社、商品先物取引仲介業者数は前年比1社減の3社であった。

また、2015年度においては、同法共管省庁である農林水産省とも連携し、商品先物取引の委託者保護及び商品先物取引業者等の業務運営の健全化を図るため、商品先物取引法に基づき、商品先物取引業者に対して8件立入検査を実施した。

（ウ）委託者数

商品先物取引を行う委託者等の数は、2016年初は国内商品市場取引では79,110人、外国商品市場取引では13,318人、店頭デリバティブ取引では168,874人であった。

（２）商品先物取引法施行規則の改正

商品先物市場の縮小により市場活性化が大きな課題となっていること、商品先物取引に関する苦情・相談件数がピーク時に比べて大幅に減少していることを背景に、2013年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う。」とされたことを受け、顧客保護策を十分に盛り込んだ上で、勧誘規制の見直しに係る「商品先物取引法施行規則」の改正を行った（2015年1月23日公布、6月1日施行）。

（３）エネルギー先物市場の創設に向けた取組

電力システム改革の第二段階として、2016年より電力の小売・発電の全面自由化が行われることに伴い、電力価格をヘッジするための電力先物市場が必要となることから、先物取引の対象に「電力」を追加する「商品先物取引法」の改正（2014年6月18日公布、2016年4月1日施行）及び、政省令の改正（2016年4月1日施行）を行った。また、2014年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂において、「エネルギー先物市場の整備等の取組を、着実かつ早急に進める。」とされたことを踏まえ、電力システム改革の具体化に向けて、我が国における電力先物市場の望ましい枠組みについて、電気事業者、電力需要家、金融機関、商品取引所等の実務担当者から構成される「電力先物市場協議会」において検討を行った（2015年7月報告書とりまとめ）。

また、上述の「日本再興戦略」改訂及び2013年3月にとりまとめた「LNG先物市場協議会」報告書を踏まえ、電力会社やガス会社等がLNGを調達する際の価格変動リスクをより円滑にヘッジできるようにするため、LNG先物市場の創設に向けた取組の一環として、2014年9月に、商品市場類似施設においてLNG店頭取引を行うことの許可を行った。また、同報告書を踏まえ、LNGのスポット取引の動態を明らかにするため、スポットLNG価格調査を2014年3月以降実施している。

２．２．商品投資事業について

（１）商品投資事業の状況

商品ファンドは、顧客から資金を集めて商品先物取引等の商品投資を行い、それにより得られる収益を顧客に分配するものである。

（ア）許可業者

2016年3月末現在の商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく許可事業者数は、前年比1社減の3社であった。

（イ）商品ファンドの運用資産総額

商品ファンドの運用資産額は、2016年3月末では21億円であった。

消費者政策

１．消費者行政

１．１．特定商取引法

経済産業省は「特定商取引に関する法律（特定商取引法、特商法）」を消費者庁と共管している。2008年6月27日に閣議決定された消費者行政推進基本計画により、この法律に係る執行は消費者庁が一元的に行っており、経済産業省は、商一般の専門的な知見や、物資等の生産・流通の専門的な知見等を活用して、消費者庁と連携することとなっている。一方で、同法に係る消費者庁長官の権限の一部が地方経済産業局長に委任されているため、地方経済産業局長が消費者庁の下で同法の執行を行っている。

（１）特定商取引法の概要

特定商取引法は、訪問販売、通信販売、連鎖販売取引など、事業者と消費者・個人との間でトラブルを生じやすい特定の取引類型（注１）を対象として、

（ア）事業者による不適正な勧誘・取引を取り締まるための「行政規制」と、

（イ）トラブルの防止・解決のための「民事ルール」を定める法律である（注２）。

本法は、消費者・個人の日常生活に直結した取引に関するリスクを予防・低減するという身近で重要な役割を担っている。

（注１）規制対象となる7つの取引類型

- （１）訪問販売
- （２）電話勧誘販売
- （３）通信販売
- （４）特定継続的役務提供（エステティック・サロン、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚情報サービスの6役務を政令指定）
- （５）連鎖販売取引（悪質ないわゆるマルチ商法を規制）

- (6) 業務提供誘引販売取引（悪質ないわゆる内職・モニター商法を規制）
- (7) 訪問購入（2013年2月21日施行）

（注2）法律措置の主な内容

- | | |
|--|--------------|
| (1) 行政規制 | (2) 民事ルール |
| (ア) 氏名等の明示の義務づけ | (ア) クーリング・オフ |
| | (※) |
| (イ) 不適正な勧誘行為の禁止 | (イ) 中途解約ルール |
| (ウ) 広告規制 | (ウ) 返品ルール |
| (エ) 書面交付義務 | (エ) 取消しルール |
| (オ) 解約時の損害賠償制限 | |
| (※) クーリング・オフとは、契約締結後一定の期間（8日間又は20日間）、冷静に再考して解約できる機会を消費者に与える制度。 | |

1. 2. その他の消費者関連施策

企業が消費者の満足度向上に結び付くサービス展開を行うことにより売上の拡大が期待できるという分析事例もあるように、企業が消費者のニーズを適確に踏まえた取組を行うことで、その企業の成長につなげていくという発想が必要である。

企業が製品設計段階でリスクアセスメントを行い、利用者の視点に立ったものづくりを行うことで、安全性を高めた製品が、利用者に安心感を与えることになる。こういった安全・安心の取組を行うことにより、企業は消費者との関係性を更に緊密化させ、両方で協同関係を構築することが重要になる。

2. 消費者相談

2015年度における経済産業省の消費者相談件数は7,944件で、相談の種類は、「特定商取引法関係」が4,323件と全体の半数以上を占めている。

契約関係の相談を取引類型別にみると訪問販売（1,346件）が最も多く、次いで通信販売（1,190件）、割賦販売（597件）、特定継続的役務提供（569件）、連鎖販売取引（458件）、電話勧誘販売（453件）、前払割賦（323件）、訪問購入（172件）、業務提供誘引販売取引（135件）、先物取引関係（40件）であった。

3. 製品安全行政の積極的な推進

3. 1. 重大製品事故等の情報について

2015年度は消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故報告・公表制度に基づき、製造・輸入事業者から、885件の重大製品事故（死亡、火災、一酸化炭素中毒等の事故）の報告が寄せられた。内訳は、ガス機器109件、石油機器98件、電気製品530件、その他製品148件であった。事故製品がガス機器・石油機器の場合には、メーカー名、型式名を含め、迅速に公表し、その他の製品についても、製品起因でないことが明らかなものを除き、最終的に事業者名、型式名を含め公表した。また、原則全ての案件について、経済産業大臣の指示に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）において原因究明調査を行っている。

さらに、報告された事故情報の原因究明の結果を受けて、製品事故に該当するか否かの判断や、経済産業省が行った公表等の妥当性等について審議する製品事故判定第三者委員会を、消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会と合同で2015年度は計2回開催した。なお、重大製品事故を契機に製品交換・無償修理等のリコールを行ったものは、2015年度は17製品あり、2007年5月の制度開始から2016年3月末までの累計は232製品となった。

また、消費者安全法に基づき、消費者等から経済産業省内関係各部署に寄せられた消費者事故情報等は、適時、消費者庁に対し通知を行っている。製品安全課においては、生命、身体に係る消費者事故等（産業保安関係部署からの通知案件を除く）の情報を取りまとめており、2015年度は38件の、重大事故以外の消費者事故等を通知した。

3. 2. 製品安全関連法令の適正な執行

(1) 製品安全関連4法

経済産業省は、製品安全関連4法（消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、電気用品安全法）の規制対象製品について法律上の義務が遵守されていることを確認し、技術基準が遵守されていない等の問題のある事案を確認した場合には、直ちに当該事実を指摘して是正させ、必要な場合には法律上の処分等を行うこととしている。

製品安全関連4法に基づく届出事業者による法令遵守状況を確認するため、製品安全関連4法の規制対象品目について、市場に流通している製品を買い上げ、その製品が技術基準に適合しているかどうか、また必要な表示等が行

われているかどうかを確認する試買テストを実施した。

また、問題発生等の随時の立入検査とは別に、計画的に立入検査を実施している。計画的立入検査は、原則として、製造・輸入事業者に関しては、経済産業大臣の指示に基づいてN I T Eが行っている。立入検査の結果、違反が確認できたものについては、経済産業省がこれらの製品の事業者に対して指導を行い、必要な措置をとるよう求め、その後、適切に改善の措置がとられたことを確認している。

（２）家庭用品品質表示法

家庭用品品質表示法は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることを目的としている。経済産業省は、事業者からの自主的な報告、第三者からの申出、都道府県による小売業者への立入検査結果等によって家庭用品品質表示法違反の疑いが生じた場合であって、小売業を除く事業者であるときに、事実関係について調査を行う。調査の結果、違反の事実が判明した場合は、当該事業者に対して改善を求め、必要に応じて、法令に基づく指示を行うこととしている。

2015年度は3件、家庭用品品質表示法第4条の規定に基づき、該当製品について、法に基づく表示を行うよう消費者庁長官名で指示を行った。

3. 3. 電気用品・ガス用品の技術基準体系の性能規定化

電気用品安全法において、技術の進歩や新製品の開発に柔軟に対応できるようにするため、品目毎に技術基準を詳細に定める仕様規定を改め、電気用品の安全に必要な性能を定めた性能規定とする改正を2013年度に行った。

これを踏まえ、2015年度は電気用品整合規格検討ワーキンググループを2回開催し、J I S等を整合規格として22規格採用するなど、整合規格の整備拡充に努めた。

また、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律においても電気用品安全法と同様に、仕様規定を改め性能規定とするための改正を2016年1月22日に行った。2016年4月1日に施行する。

3. 4. 規制対象製品の追加、見直し

事故情報や技術革新を踏まえて、事故の未然防止のために必要な場合には、規制対象製品の見直しや技術基準の改正等を行うこととしている。

電気用品安全法に関しては、近年事故が散見される電気用品の事故の未然・再発防止の観点から、コンセント等の金属接触部の過熱対策、観賞魚用ヒーターの空焚きによる過熱対策及びプリント基板の難燃化対策の適用範囲拡大に関する技術基準を追加した。(2015年7月24日公布・施行)

また、国際基準への対応の観点から、電気用品の雑音の強さに関する要求事項について、対応する国際規格(C I S P R 1 1)が改正されたことを受けて技術基準の追加・修正を行った。(2015年10月8日公布・2015年12月1日施行)

3. 5. 長期使用製品安全点検・表示制度

2009年4月、長期間の使用に伴い生ずる劣化(経年劣化)による事故の未然防止を目的とした「長期使用製品安全点検制度」が施行された。本制度は、ガス瞬間湯沸器など、経年劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目を対象にし、製品を購入した所有者に対して、製造・輸入事業者から点検時期を通知し、点検を促すことで、事故を防止することを目的としている。同制度の施行から7年後となる2016年3月時点での所有者情報登録率は38%であった。(2015年同時期は37%)

3. 6. 製品安全に係る自主的取組の促進

（１）製品安全に関する流通事業者向けガイド

流通事業者の製品安全に関する自主的な取組を促進するため、流通事業者の取組を「安全原則」と「共通指針」として取りまとめた「製品安全に関する流通事業者向けガイド」及び「ガイドの解説」(2013年7月公表)の普及・啓発を目的とした事業者向けセミナーを全国で開催した。また、より安全な製品を供給できる事業者を選定し、安全性の担保された製品を仕入れるため、マーチャンダイザー・バイヤーに求められる役割を整理したチェックリストを作成した。

（２）事業者における製品安全人材の育成

事業者における自主的な製品安全人材育成の取組を推進するため、製品安全人材を育てるための研修プログラムを作成・実施した。当該プログラムでは、製品安全の基本理念や基本的な考え方といった製品安全に係わる人材が

認識しておくべき共通事項の他、事業者における好取組事例の紹介を組合せ、理論と実務の両面から理解を促す場とし、2016年度は、東京、名古屋、大阪の3都市で実施した。

（３）流通事業者団体との協力体制の構築

リコールの実効性を確保していくためには、リコール情報を消費者に届けることが重要であり、消費者に近い位置にある販売事業者の役割が期待されている。2012年5月に経済産業省と大手家電流通協会との間で協力体制を構築してリコール情報等の提供を開始した。その後、公益社団法人日本通信販売協会、日本福祉用具・生活支援用具協会、一般社団法人日本福祉用具供給協会、Amazon.co.jp、一般社団法人日本リユース機構、一般社団法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション、日本チェーンストア協会等と新たに協力体制を構築し、リコール情報の提供等を行った。

（４）オークション・ショッピングサイト運営事業者との協力体制の構築

近年、インターネットオークションやショッピングの急速な拡大に伴い、法令違反が疑われる製品のインターネット上での販売が増加していることを踏まえ、2012年6月、オークション・ネットショッピング運営事業者（ヤフー株式会社、楽天株式会社、株式会社DeNA）と協力体制を構築し、ネット上での効果的な違反对応を実施しており、2013年8月には、新たにAmazon.co.jpと協力体制を構築し、インターネット上での違反对応を実施している。

３．７．製品安全に係る普及・啓発活動

（１）製品安全総点検月間

我が国に製品安全文化を醸成、定着していくため、事業者から消費者までを含めた社会全体における製品安全への正しい理解を深め、適切な役割分担の在り方を明確にし、その普及啓発を行うことを目的として、2006年度から毎年11月に製品安全総点検週間を定め、製品を安全に正しく使用する上で注意すべき事項等に関する注意喚起のための周知活動を集中的に実施している。2015年からは、事業者との連携、広報手段の多角化を図るため、11月全体を「製品安全総点検月間」として拡大実施した。

2015年度は11月12日に東京において製品安全総点検セミナーを開催したほか、各地方経済産業局においても管内

の地方公共団体等と協力しつつ、ポスター・パネル展をはじめとする啓発活動を開催した。

（２）製品安全対策優良企業経済産業大臣表彰

2007年度から、製品安全に積極的に取り組んでいる企業を表彰する制度を開始した。この制度は、製品安全に対する意識の向上と製品安全文化の定着を図り、持続的に製品安全が確保されるような安全・安心な社会を作ることを目的としている。

2015年度に行われた第8回においては、4社が経済産業大臣賞を受賞した。前述の製品安全総点検セミナーの開催日である11月12日に併せて表彰式を行った。

（３）製品安全セミナー

製品の安全な使用方法等についての消費者及び事業者との情報提供の場として「製品安全セミナー」を全国各地で開催している。2015年度は各地で14回開催した。2015年度末までの開催実績は計124回、参加延べ人数は約23,225人となっている。

（４）消費者向け注意喚起

2015年度は内閣府の政府広報ツールを活用し、インターネットTVやラジオ、モバイル携帯端末などの様々な媒体を通じて、季節ごとに発生しやすい製品の事故や個別製品の事故に関する注意喚起等12件の広報を行った。

また、NITEの定期プレス公表や政府広報、製品安全総点検週間等を活用して、注意喚起を集中的に実施した。

３．８．製品分野における国際協力の推進

2006年11月、経済産業省及びNITE、米国消費者製品安全委員会（CPSC）の三者間で、協力ガイドラインを締結した。2013年度は9月にCPSCが日本を訪問し、経済産業省と意見交換を実施するとともに、ライターの安全規制について独立行政法人産業技術総合研究所（産総研）等と意見交換を行った。2015年8月には、CPSCが経済産業省及びNITEを訪問し、2013年の意見交換を受けて策定された米国でのガスこんろの安全性確保のための基準案について報告が行われた。

国際博覧会出展事業

1. イタリア・ミラノ国際博覧会への参加

イタリア・ミラノ国際博覧会は、「地球に食料を、生命にエネルギーを」をテーマに、国際博覧会条約に基づく登録博（大規模博）として、2015年5月1日から10月31日までの6か月間、イタリア・ミラノ市郊外で開催された。145か国・地域、3国際機関が参加し、我が国は経済産業省及び農林水産省を幹事省、国土交通省を副幹事省、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を参加機関として公式参加した。同博覧会へは約2,150万人の入場者数があり、日本館には約228万人が来場し、人気パビリオンとしてメディアの注目を集めた。さらにBIE（国際博覧会事務局）が主催するパビリオンプライズ（褒章制度）において、日本館は自然と技術の「調和」が評価され、展示デザイン部門で「金賞」を受賞した。

2015年7月11日に「ジャパンデー」を開催し、公式式典に山際経済産業副大臣が出席した。

日本館の出展を通じて来館者の方々に、「食」に関する地球規模の課題解決への我が国の取組や、日本食を含めた日本の魅力を発信した。

2. カザフスタン・アスタナ国際博覧会への参加

カザフスタン・アスタナ国際博覧会は、「未来のエネルギー」のテーマのもと、国際博覧会条約に基づく認定博（小規模博）として、2017年6月10日から9月10日までの3か月間、カザフスタン・アスタナ市内で、約100か国・7国際機関の参加及び約500万人の入場者数を目標に開催される。我が国は、経済産業省を幹事省、文部科学省、国土交通省及び環境省を副幹事省、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を参加機関として公式参加する。

2015年度は7月にアスタナ国際博覧会への日本政府の参加・出展に係る基本的な方向性を示す「2017年アスタナ国際博覧会日本館基本計画」を策定した。また、2月にアスタナで開催されたカザフスタン主催による国際会合に参加した。

産業保安

1. 概要

2015 年度、産業保安関係課室においては、産業保安関連法令を着実に執行した。また、産業保安における当面の課題である、(a)自然災害への対応、(b)産業事故、保安義務違反への対応、(c)時代が要請する新たな課題への対応について検討し、その対策を推進した。

とりわけ(c)については、2015 年 3 月に開催した産業構造審議会 第 5 回保安分科会において「産業保安のスマート化」をキックオフさせたことをうけ、各分野の小委員会において 2016 年 3 月までに具体的な論点、政策対応の整理が行われた。具体的には、多くのプラントで設備の老朽化、保安の実務を担ってきたベテラン従業員の引退が迫ってきており、こうしたリスクに備えつつ、我が国産業の国際競争力や生産性を高めるために、ヒトを補完するものとして I o T、ビッグデータ等を活用し、現場の自主保安力を高めていくことが必要である。また、それらを促進するために、経済産業省としても産業保安法令の見直しや金融機関との連携等を通じて、自主保安力を高める「スマート化投資」(設備・研究開発投資)を促すための政策対応が各分野において検討された。また、法令見直しについては、2015 年度までに必要な制度の改正を行った。

また、2014 年 1 月、コンビナートにおいて多数の死傷者を伴う爆発事故が発生したこと等をふまえ、内閣官房主導のもと、総務省(消防庁)及び厚生労働省と共に関係省庁連絡会議を開催し、3 省の連携強化及びコンビナート災害対策に係る議論を行い、同年 5 月に「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議 報告書」を取りまとめた。本報告書では、最近の重大事故の原因・背景に係る共通点を整理するとともに、再発防止に向けて事業者、業界団体が取り組むべき事項、国や地方公共団体等が取り組むべき事項を示した。同日に 3 省連名の要請文書(石油コンビナート等における事故防止に向けた行動計画の策定要請)を関係 9 団体に発出し、都道府県に対しても本報告書を踏まえた災害防止対策の推進を要請した。2015 年 3 月までに、関係 9 団体すべての自主行動計画が提出・公開されている。また、本報告書を踏まえ、2014 年度及び 2015 年度中に石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議(審議官級)を 3 回及び 2 回開催し、幹事会(課長級)を 3 回ずつ開催した。

2. 高圧ガスの保安

2. 1. 高圧ガス保安に関する取組

高圧ガスの保安に関する規制については、「高圧ガス保安法」及び「石油コンビナート等災害防止法」の規定に基づき、製造、貯蔵等の高圧ガスの取扱いや容器の製造及び取扱いに係る保安を確保するとともに、民間事業者による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進することにより、公共の安全を確保している。

2. 2. 2015 年度の事故の状況及び対策

高圧ガス保安の確保が適切に行われるよう、行政による事後的な監視として行っている立入検査を 19 件実施した。

高圧ガス事故統計集計表

	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
1 月	101	122	76	76	53
2 月	77	93	62	56	62
	178	215	138	132	115
3 月	167	65	79	62	78
	345	280	217	194	193
4 月	69	59	65	68	79
	414	339	282	262	272
5 月	68	75	63	66	59
	482	414	345	328	331
6 月	81	76	66	67	61
	563	490	411	395	392
7 月	79	112	66	57	68
	642	602	477	452	460
8 月	77	64	73	80	54
	719	666	550	532	514
9 月	150	70	61	53	49
	869	736	611	585	563
10 月	85	77	83	59	64
	954	813	694	644	627
11 月	75	76	76	69	47

	1029	889	770	713	674
12 月	55	68	66	74	55
	1084	957	836	787	729
合計	1084	957	836	787	729
対前年 比	12.3	▲11.7	▲12.6	▲5.9	▲7.4

〔注〕上欄は各月件数。下欄は各月累計件数。速報値のため、変更等があり得る。

「高圧ガス保安法」関係事故件数の推移

	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
製 冷 凍	180	124	145	133	171
造 コンビナート	68	56	39	47	43
事 L P	27	21	24	18	16
業 一 般	124	104	82	72	75
所 計	399	305	290	270	305
移 動	31	30	46	31	24
消 費	649	609	487	479	376
そ の 他	5	13	13	7	24
合 計	1084	957	836	787	729

〔注〕速報値のため、変更等があり得る。

2. 3. 審議会の開催状況

（1）保安分科会高圧ガス小委員会

産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会は、高圧ガスの保安に関する重要事項の調査及び審議を所掌事務としている。第8回高圧ガス小委員会（2015年6月22日開催）では、第5回保安分科会（2015年3月23日開催）にて議論を開始した産業保安のスマート化に向けた検討の中間整理を行った。第9回高圧ガス小委員会（2015年12月10日開催）では、(a)新認定事業所制度、(b)ファスト・トラック制度、(c)スマート化に向けた規制対象の再整理についてなど、産業保安のスマート化の具体的な内容について有識者による議論を行った。また、第10回高圧ガス小委員会（2016年3月9日）では、これまでの議論を踏まえ、高圧ガス保安のスマート化の検討について報告書をまとめた。

2. 4. 高圧ガス保安経済産業大臣表彰

高圧ガス保安経済産業大臣表彰は、高圧ガスによる災害防止のための不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所及び高圧ガスの保安に関し、永年にわたり極めて顕著な功績をあげた保安功労者等を表彰するものであり、1964年度から実施している。

（2015年度表彰式の概要）

・開催日：2015年10月28日（金）

・受賞者：優良製造所：12社

優良販売業者等：13社

保安功労者：11名

優良製造保安責任者等：7名

3. 火薬類の保安

3. 1. 火薬類保安に関する取組

火薬類の保安については、「火薬類取締法」に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費等の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保している。

3. 2. 2015年の事故の状況及び対策

火薬類取締法第46条に基づき2015年に国に報告された事故の件数は61件であり、前年に比べ16件減少した。

火薬類取締法関係の事故が発生した場合等において、同種事故の発生防止のために必要と認めるときは、経済産業省のホームページへの掲載など、対外的に公表するとともに、業界団体又は同種事業者に対し注意を喚起する等、透明性、公共の安全性の向上等を図っている。

火薬類事故統計集計

種類	年	合 計				
		件	死	重傷	軽傷	
産 業 火 薬	2011	5	0	1	-	2
	2012	5	0	1	-	2
	2013	8	0	1	-	3
	2014	5	0	1	-	4
	2015	7	0	1	-	4
	2011	19	0	3	-	13

煙 火	2012	43	0	3	-	24
	2013	61	0	4	-	32
	2014	59	0	4	-	23
	2015	46	0	3	-	32
がん具 煙 火	2011	4	0	0	-	17
	2012	8	0	0	-	4
	2013	10	0	1	-	8
	2014	13	0	0	-	4
	2015	8	0	0	-	2
合 計	2011	28	0	4	-	32
	2012	56	0	4	-	30
	2013	79	0	6	-	43
	2014	77	0	5	-	31
	2015	61	0	4	-	38

3. 3. 審議会の開催状況

(1) 保安分科会火薬小委員会

産業構造審議会保安分科会火薬小委員会は、火薬類の保安に関する重要事項の調査及び審議を所掌事務としている。第5回火薬小委員会（2015年6月開催）では、(a)産業火薬保安WG・煙火保安WG合同WGの検討状況について、(b)自主保安の高度化の支援等について、(c)火薬類の技術基準等の見直し（中間整理）（案）について、第6回火薬小委員会（2016年1月開催）では、(a)産業火薬保安WG・煙火保安WG合同WGの検討状況について、(b)2016年度以降の技術基準等の見直しについて、第7回火薬小委員会（2016年3月開催）では、(a)火薬類の事故等情報の取扱いについて、(b)火薬類の技術基準等の見直し（2016年度検討課題）についてそれぞれ有識者による議論を行った。

(2) 産業火薬保安WG・煙火保安WG合同WG

産業火薬保安WG・煙火保安WG合同WG（以下合同WG）は、産業火薬及び煙火の製造、消費等に係る技術基準や保安に関するあり方の検討を所掌事務としている。第2回合同WG（2015年4月開催）では、(a)製造の技術基準の見直し・性能規定化について、(b)火薬・爆薬の範囲の考え方について、(c)軽微変更の範囲について、第3回合同WG（2015年5月開催）では、(a)適用除外火工品について、(b)製造・消費の範囲、無許可製造について、(c)火薬庫の占有義務等について、第4回

合同WG（2015年11月開催）では、(a)軽微変更届出の対象範囲の拡大について、(b)庫外貯蔵可能品目の拡大について、(c)保安責任者の代理者の兼任について、(d)安定度試験の見直しについて、(e)事故情報の収集・活用について、第5回合同WG（2015年11月開催）では、(a)製造の技術基準の見直しについて、(b)火薬・爆薬の範囲の見直しについて、(c)製造「変形」行為の範囲の見直しについて、(d)火薬庫の占有義務の対象範囲の見直しについてそれぞれ有識者による議論を行った。

(3) 火工品検討WG

火工品検討WGは、適用除外火工品への新規指定提案に関して、その安全性の評価等を所掌事務としている。第4回火工品検討WG（2016年3月開催）では、(a)適用除外火工品審査実施要領の試験の一部免除の考え方について、(b)海外の試験方法及び評価基準の適用除外火工品審査実施要領の試験方法等への代替についてそれぞれ有識者による議論を行った。

3. 4. 火薬類保安経済産業大臣表彰

火薬類保安経済産業大臣表彰は、火薬類の保安を推進するため、顕著な功績をあげた保安功労者、著しい成果を収めた優良従事者及び優良事業所を隔年で表彰するものであり、1960年度から実施している。

（2015年度は、実施せず）

4. 電力の保安

4. 1. 電力の保安に関する取組

1964年に公布され、1965年7月1日から全面的に施行された「電気事業法」は、その規制内容として2つの性格を有している。すなわち、電気事業が地域独占的な公益事業であることから、電気の利用者の保護と電気事業そのものの健全な発達を図るために必要とされる、いわゆる公益事業規制を規定する事業法としての性格と、電気がその使用如何によっては危険を伴うものであるために必要とされる保安規制及び発電所設置による環境への影響を事前に評価し環境の保全を確保することを規定する保安法としての性格の2つである。

後者の保安規制分野については、1995年に自己責任原則を重視した安全規制の合理化等を基本方針とした規制の見直しを行った。こうした自主保安・自己責任原則の下での防災対策の強化、電気設備の安全確保、電気工事の安全

確保を柱とし、技術動向や社会ニーズ等を踏まえ、自主保安を徹底するとともに、学協会等の知見の活用を図りつつ、制度や技術基準を継続的に見直していくことが、主な政策課題である。

最近の動向としては、2015年6月に成立した、電力システム改革第3弾のための法改正があげられる。「電気事業法等の一部を改正する法律」において、発送電の法的分離がされることとなったが、この改正の中で、発電用火力設備に係る安全管理審査制度の見直し、及び風力発電設備の定期検査制度の導入が規定されている。

一方、近年再生可能エネルギーを中心とした小規模分散型電源の導入拡大により、技術革新・ビジネススピードの加速、新規事業者の参入拡大等、電気保安を取り巻く環境は大きく変化している。また、自然災害の激甚化やサイバー攻撃、発電用設備の高経年化、電気保安人材の減少などの課題も顕在化している。こうした環境変化および課題へ対応するため、電気保安のスマート化への取組を開始したところである。具体的検討項目としては2020年4月1日施行の発送電の法的分離へ向けて、新たな技術等の登場に対しても柔軟に対応できる技術基準の整備や設備ごとのリスクに応じた規制内容の最適化、サイバー攻撃等の新たな脅威に対する備えの強化や事故情報の水平展開等の検討が必要と考えられる。このような大きな制度改正に向けた検討の中で、2015年度は、主に下記のような取組を行った。

（１）電力システム改革第2弾への対応

2016年4月施行の電気の小売業への参入の全面自由化へ向けて、省令等の整備を行った。具体的には、従来は「電気事業の用に供する電気工作物」の設置者に対し、より厳格な規制を課していたが、第二弾改正における事業区分の見直しに伴い、厳格な規制の対象とすべき「電気工作物」について再定義を行った。また、従来一定規模以上の発電設備については「工事計画の届出」及び「設備使用前の自主検査、その後の安全管理審査の受審」を義務づけていたところを、保安技術の進歩等により、保安水準が向上してきている設備もあることから、①工事計画段階での内容確認が定型化されており、かつ電気保安や安定供給の観点からも工事計画段階で審査すべき内容に乏しいもの、または②リスク評価の結果、工事計画段階での審査が不要と考え

られる設備については工事計画を不要とし、設備使用前の自主検査の結果を国に届け出ることとする、「使用前自己確認制度」を新設した。

（２）事故報告対象について

電気関係の事故に関しては、電気関係報告規則に定める基準に従って収集をおこなっている。しかしながら従来の基準では、社会的に影響の大きな事故であっても①設備の損壊や操作ミス等を伴わないものは報告対象となっていない、②小規模な事業用電気工作物は報告対象となっていない、③事故が生じた部位やその発生原因（自然現象、保守不備など）のデータが集計されていない等、規制行政の検討に必要な情報が十分に得られないことが課題となっていた。審議会における議論の結果、設備の出力規模を基準に画一的に事故報告を求めるのではなく、公共の安全の観点での事故の重大性に応じ、今後事故報告の対象や内容を見直していくことが重要であるとされ、電気関係報告規則等の改正や事故分析・共有に資する情報基盤の整備等必要な措置の検討を開始した。

（３）発電用火力設備の技術基準解釈の国際整合化

2016年2月、国際整合化の観点から、発電用火力設備の技術基準解釈について、下記のような見直しを行った。

（ア）火力発電設備の設計にあたっての安全率について、米国機械学会（ASME）規格や国内他法令（ガス事業法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法など）と同様の安全率3.5を取り入れた。

（イ）併せて、米国ASME規格の類似規格として策定された一般社団法人日本機械学会「JISME規格基本規定（2012年版）」を技術基準解釈へ取り込むこととした。

（４）ダム水路主任技術者外部委託

電気設備の安全性確保の観点から、電気事業法では、電気設備の適切な維持・管理・運営のため、設備毎に、専門性を有する主任技術者を維持管理責任者として配置する仕組みとしている。固定価格買取制度の導入に伴い中小水力発電設備が急激に増加するなか、保安水準を確保する観点から、2015年3月、電気事業法施行規則等の一部改正により、水力発電設備に係るダム水路主任技術者の選任における統括制度の要件の明確化と、外部委託制度の要件の

制定を行った。

（５）災害・事故対応

2015 年夏～秋には台風等による大雨被害や竜巻被害が発生し、各地で、電気設備の被害による停電が発生した。特に 2015 年 6 月の突風、8 月の台風 15 号、9 月の鬼怒川決壊等により、太陽光パネルの飛散、損壊、水没等の事案が立て続けに複数件発生した。このことを受け、審議会において、太陽電池発電設備の安全確保に向けた対策について「使用前自己確認制度の導入や報告規則の強化といった制度的措置について可及的速やかに措置を行う」とともに「技術基準の整備についても専門的検証の上必要な対策を措置・推進していく」方針をまとめた。

また、2015 年 7 月 19 日には、鳥獣による植物への被害の防止を目的として設置された「自作」の電気さくによる感電死傷事故が発生した。同様の事故の再発を防止するため、電気工事士の作業を不要とする工事を「安全対策が施された電気さく用電源装置を用いた電気さくの設置の作業」に限定するとする法令改正を行った。

（６）環境アセスメント審査

発電所に係る環境アセスメントについて、2015 年度は 100 件の審査を行った。2012 年 10 月から環境アセスメント制度の対象となった風力発電所が、そのうちの 81 件を占めている。また、環境アセスメントの迅速化に向けて、国と自治体のアセスメントの審査を並行して行うこと等による審査期間の短縮を図っている。

4. 2. 審議会の開催状況

（１）産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会

2015 年度は 3 回（6 月、12 月、3 月）開催し、電気保安のスマート化の方向性や各種規制の見直し等について審議を行った。

さらに、新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループにおいて、風力発電設備の定期検査導入に向けた方向性を決定した。また、太陽電池発電設備の安全確保についても、制度的措置の実施および技術基準の整備を行う対策案をまとめた。

4. 3. 電気保安功労者経済産業大臣表彰

電気保安功労者経済産業大臣表彰は、電気保安に関し、保守運営体制の優良な者、管理体制の優良な者、保安教育の推進や、安全思想の普及などに、永年にわたり努力してきた者を経済産業大臣が表彰するものであり、1964 年度から実施している。1981 年からは、関係各団体の行っている安全運動を統一的に行うことによりこの運動をより効果的なものとする目的で、通商産業省（当時）主唱の下に、感電死傷事故の多い 8 月を「電気使用安全月間」と定め、この期間に表彰を行うこととしている。

（2015 年度表彰式の概要）

・期日：2015 年 8 月 3 日（月）

・受賞者：工場等：2 件

電気工事業者の営業所：5 件

個人：25 名

5. 都市ガス及び熱供給の保安

5. 1. 都市ガス及び熱供給の保安に関する取組

「ガス事業法」は、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共の安全を確保し、併せて公害の防止を図ることを目的としている。

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」は、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）」と相まって、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止するため、これらの工事の事業を行う者の工事の監督に関する義務等を定めることを目的としている。

「熱供給事業法」は、熱供給施設の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保することを目的としている。

5. 2. 2015 年の事故の状況及び対策

ガス事業法第 46 条に基づき 2015 年に国に報告された事故の件数は 532 件であり、前年に比べ 142 件減少した。人身事故については、死亡事故が 2 件、負傷事故（一酸化炭素中毒を含む。）が 31 件発生した。

製造段階における事故は、5 件の報告があり、前年に比べて 4 件減少した。全ての事故が簡易ガス事業者によるも

ので、その主な要因は、容器交換作業による感震遮断装置の誤作動や予備側バルブの開放忘れであり、単純なミスによるものが多数を占めた。

供給段階における事故件数は258件であり、前年に比べて29件増加した。全258件のうち、120件が解体・撤去工事、改装工事等の他社工事によりガス管が損傷されたものであった。55件が自然劣化などのガス工作物不備による事故であった。また、18件が自社工事によるものであり、作業ミスによる供給支障などが多数を占めたが、その内1件は酸欠による死亡事故であった。

消費段階における事故件数は269件であり、前年に比べて167件減少した。減少した主な要因は、FF式レンジフード型給湯器に関して、事業者及びメーカーによる積極的な巡回点検等において発見されたケーシング変形事故が2013年305件、2014年116件報告されたが、2015年は26件とほぼ一巡したことによるものである。また、死亡事故については、2011年から2013年までは発生しなかったが、2014年、2015年にはそれぞれ1件発生（一酸化炭素中毒）している。また、人身事故の件数は前年より9件減少し17件となっている。

都市ガス事故集計表

		2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
製 造	事故件 数	17	10	8	9	5
	死亡者 数	0	0	0	0	0
	負傷者 数	0	0	0	0	0
供 給	事故件 数	159	185	184	229	258
	死亡者 数	3	0	1	0	1
	負傷者 数	48	20	25	17	20
消 費	事故件 数	291	276	575	436	269
	死亡者 数	0	0	0	1	1

	負傷者 数	28	34	14	34	12
合 計	事故件 数	467	471	767	674	532
	死亡者 数	3	0	1	1	2
	負傷者 数	76	54	39	51	44

（１）他工事事故対策

他工事事故対策については、2015年12月に厚生労働省、2016年1月に国土交通省宛てに、建設工事等に係る事業者等に対し、ガス事業者への事前照会等を行うことを要請するよう、協力依頼を実施した。

（２）一酸化炭素中毒事故対策

一酸化炭素中毒事故については、2014年には9件、2015年には5件と前年に比べ4件減少した。一酸化炭素中毒事故は発生の際に多数の死傷者が発生する可能性が高いため、その重要性に鑑み、2015年5月に、第6回業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を、業務用需要家を所掌する関係省庁等（国土交通省、農林水産省、文部科学省等、7府省庁）との間で開催し、一酸化炭素中毒の発生状況や取組状況を共有した。加えて同年6月に、関係省庁、関係団体に対し、当該事故防止のための協力要請文を发出した。また、都市ガス事業者が小学校等でガスの防災教育に関する出前事業等を行う際や教師などが授業で活用できる小学校高学年向けガスの防災教育DVDを作成し、都市ガス事業者に配布・公表した他、交通広告、新聞等の媒体を通じ、古くなったガス管、ガス機器の取替え促進やガス・CO警報器の普及促進等を図った。さらに、ガスの安全利用に関する普及啓発を行う経済産業省の専用ホームページ「ガスの安全見直し隊」を通じた注意喚起等、事故防止に向けた広報活動を広く行った。

５．３．審議会の開催状況

2015年度においては、産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会を3回（6月、12月、3月）開催し、主にガスシステム改革等を踏まえた保安規制の在り方等について

審議を行った。また、保安規制の詳細設計について検討するため、同小委員会の下に「ガスシステム保安対策WG」を設置し、2015年度においては、4回（7月、9月、11月、12月）開催した。なお、同WGでは、「消費機器調査・周知の実施体制について」、「消費機器に係る「自主保安」活動について」、「ガス漏れ等の緊急時対応における導管・小売事業者の役割分担について」、「内管等の工事、維持及び運用に係る連携・協力について」、「小売全面自由化後の事故報告の在り方について」、「勧告対象となる「公共の安全の確保上特に重要なガス工作物」について」、「大規模災害時対応における導管・小売事業者の役割分担について」、「消費機器の調査・習知の実施体制と監督者・従事者への教育・訓練について」、「開栓を伴わない供給開始時における前回の消費機器調査結果の活用について」、「旧簡易ガス事業の用に供するガス工作物に係る保安規制について」、「危険発生防止周知の手法について」及び「小売供給開始時における開栓に関する保安措置について」について検討・審議を行い、2015年12月には「ガスシステム改革保安対策WG中間的整理」をとりまとめた。

5. 4. ガス保安功労者経済産業大臣表彰

ガス保安功労者経済産業大臣表彰は、都市ガスの保安に係る関係者の意欲向上及びガス保安確保に対する国民の理解推進を目的として、都市ガスの保安確保のために尽力し、特に功労のあった個人、団体及び工場等に対し、部門ごとに表彰を行っている（1978年に創設、1979年度から実施。）。

（2015年度表彰式の概要）

・期日：2015年11月19日（木）

・受賞者：工場等の部：1事業所

ガス工事業者の営業所の部：1営業所

団体（経年管対策）の部：3社

個人の部：16名

6. 液化石油ガスの保安

6. 1. 液化石油ガスの保安に関する取組

生活の用に供する液化石油ガスによる災害を防止し、一般消費者等が安心して液化石油ガスを使用できるようにするため、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）」を適切に施行し、事故情報の収

集・分析、液化石油ガス販売事業者への立入検査、液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の策定等のほか、研究開発、保安技術指導者育成、一般消費者保安啓発等の事業を推進し、保安対策の高度化を図った。

6. 2. 2015年の事故の状況及び対策

（1）液化石油ガスの事故件数

2015年における液化石油ガス分野における一般消費者等に係る事故の件数は以下の通り。

液化石油ガス一般消費者等事故集計表

	2011	2012	2013	2014	2015
事故件数	227	260	210	187	171
死亡者数	1	1	3	1	2
負傷者数	88	85	52	76	60

原因別事故件数

	2011	2012	2013	2014	2015
一般消費者等起因	66	78	77	59	59
一般消費者等及びLPガス販売事業者等起因	10	11	3	6	4
LPガス販売事業者等起因	42	38	29	23	26
その他の事業者起因	17	35	27	24	21
雪害等の自然災害	53	64	40	40	31
その他	13	8	16	18	16
不明	26	26	18	17	14

（2）ガス事故防止のための措置

（ア）一酸化炭素中毒事故連絡会議

2015年5月、都市ガス部門と連携し、外食産業や公共施設等に関する省庁及び団体が集まり、業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催し、一酸化炭素中毒事故の現状、普及啓発活動及び技術開発の状況等について、関係省庁及び関係団体と意見交換を行うとともに、当該関係省庁及び関係団体に対し、事故防止に係る協力を

要請した。

(イ) 業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故防止の注意喚起

2015 年 6 月、都市ガス部門と連携し、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止を図るため、給排気等換気の実施、ガス消費設備の保守・点検、業務用換気警報器の設置等の注意喚起を行うよう、関係団体を通して液化石油ガス販売事業者等に要請するとともに、関係省庁担当部署に対して所管する関係事業者に注意喚起するよう依頼した。

(ウ) 住宅塗装工事等に伴う給排気部閉塞による一酸化炭素中毒事故防止の注意喚起

2016 年 1 月、都市ガス部門と連携し、住宅塗装工事等の際に換気扇等の給排気部をビニールシートで覆ったり塞いだりして一酸化炭素中毒事故が発生していることから、ガス機器の給排気部の閉塞の防止、閉塞したときのガス機器使用停止の周知等、一酸化炭素中毒事故防止のための注意喚起を行うよう、関係団体を通して液化石油ガス販売事業者等に要請するとともに、国土交通省担当部署に対して所管する関係事業者に注意喚起するよう依頼した。

(エ) 梅雨期・台風期における防災体制の強化

2015 年 5 月、内閣総理大臣から各省庁への要請「梅雨期及び台風期における防災体制の強化について」を踏まえ、豪雨、高潮、河川氾濫、土砂災害等の風水害に起因する供給設備の破損への備え、破損した場合の適切な対処に関して液化石油ガス販売事業者等に注意喚起するよう、都道府県、関係団体等に依頼した。

(オ) 降積雪期における防災体制の強化

2015 年 11 月、内閣総理大臣から各省庁への要請「降積雪期における防災体制の強化について」を踏まえ、積雪や除雪に起因する供給設備等の破損の防止及び破損した場合の適切な対応に関して、液化石油ガス販売事業者等に注意喚起するよう、都道府県、関係団体等に依頼した。

(カ) 建設工事等におけるガス管損傷事故防止の注意喚起

2015 年 12 月に、都市ガス部門と連携し、建設工事等におけるガス管損傷事故防止を図るため、工事を施工する前には必ずガス管等についてガス事業者又は液化石油ガス販売事業者等に照会・確認する等の注意喚起を他工事業者に対して行うよう、関係団体を通して液化石油ガス販売事業者等に要請するとともに、国土交通省及び厚生労働省宛

てに、解体工事、改装工事など建設関係業界に対し、ガス事業者等に事前照会を行うよう、注意喚起することを依頼した。

(3) 液化石油ガス販売事業者等への指導

液石法の適切な施行を確保するため、立入検査等によって、液石法に基づく義務と責任を有する液化石油ガス販売事業者等による対応を確認し、法令違反が認められたときは、改善命令等の行政処分、厳重注意、改善指示、口頭注意等の行政指導により、その違反実態に応じて厳格に対応した。2015 年度の実施状況は次のとおりであり、結果をホームページに公表した。

行政による事後的な監視として定期的に行っている立入検査を 21 事業者（25 事業所）に対して実施した。その結果、一般消費者等と液化石油ガス販売契約を締結する際に交付する書面の未交付ないし誤った記載内容の書面交付、従業員への保安教育がなされていない、また、業務主任者が法定講習を受講していない等、法令に係る不適切な事案が 5 社確認された。法令違反の事業者には、文書による行政指導を行った。不備等のあった事業者に対しては、口頭注意による改善を求めた。

(4) 液化石油ガス保安対策指針の策定

消費者の保安確保の一層の充実及び重大事故の撲滅の観点から、2015 年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針を策定した。本指針は、(a)法令遵守の徹底（経営者の保安確保へ向けたコミットメント等、L P ガス販売事業者等の義務の再認識など）、(b)組織内リスク管理の徹底及び自主保安活動の推進（組織内のリスク管理の徹底、集中監視システムの導入等による自主保安活動の推進）、(c)事故防止対策（CO 中毒事故の防止対策、一般消費者等に起因する事故の防止対策、L P ガス販売事業者等に起因する事故の防止対策など）、(d)自然災害対策（報告書「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について ～真に災害に強い L P ガスの確立に向けて～」(2012 年 3 月) 及び「L P ガス災害対策マニュアル」を踏まえ、災害発生時における保安確保のための具体的な取組など）の 4 点を要請項目として、所管の液化石油ガス販売事業者等に対し通知し、自主的な保安対策を実施する際の指針として周知徹底を図った。

(5) 技術開発の実施

技術開発によって保安の高度化を図り、事故・災害を未然に防止するため、2015年度は、事故に至る前の予防段階において危険の程度や態様を事前に判定し、安全評価を行うための判断基準・安全評価システムのモデルについての調査研究、バルク貯槽の製造後20年経過時の法定検査について検査技術等を高度効率化する手法等に関する調査研究等を実施した。

(6) 保安指導・普及啓発の実施

液化石油ガス等を取り扱う事業者の自主保安を促進し、事故・災害を未然に防止するために、地域の指導者となるべき保安専門技術者の育成、インターネットを利用した各種保安技術の情報提供、地域の事業者向けの保安技術講習会等、事故情報の取りまとめ及び分析等を実施した。

この他、一般消費者等に対する保安啓発として、ＣＯ中毒事故防止のためのリーフレット等の作成・配布雑誌広報・ラジオ広告等、液化石油ガスの保安啓発に係る各種広報活動を実施した。

6. 3. 審議会の開催状況

2015年度においては、産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会を2015年6月、12月及び2016年3月に開催し、以下のテーマについて議論、報告がなされた。

2015年6月

- (1) 液化石油ガス法における技術基準の性能規定化について
- (2) 認定販売事業者制度の有効活用に係る検討について
- (3) 規制の整合化等に向けた検討について

2015年12月

- (1) 認定販売事業者制度の有効活用に係る検討について
- (2) 規制の整合化等に向けた検討について

2016年3月

- (1) ＬＰガス事故の発生状況、立入検査の実施状況及びトップヒアリング等について
- (2) 液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について
- (3) 認定販売事業者制度の有効活用に係る検討について

6. 4. 液化石油ガス消費者保安功績者商務流通保安審議

官表彰

液化石油ガス消費者保安功績者商務流通保安審議官表彰は、液化石油ガス保安の高度化を図るため、自主的な保安活動を積極的に推進し、顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者、個人・団体等を表彰することを目的に、2012年度から実施している。

(2015年度表彰式の概要)

・期日：2015年10月22日(木)

・受賞者：販売事業者の部：23事業者

保安功労者(個人)の部：2名

7. 鉱山の保安

7. 1. 鉱山の保安に関する取組

鉱山においては、鉱業権者による自主保安体制の確立・堅持を基本とする保安の確保が事業活動の大前提であるが、政府としても、これを補完するため「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき監督検査等を実施した。

また、金属鉱山等の坑廃水などは、放置すれば周辺環境・住民に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、地方公共団体等が行う鉱害防止事業に対して補助金等による支援を行うとともに、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)を通じて鉱害防止技術開発、鉱害防止工事の調査指導等を実施した。

(1) 第12次鉱業労働災害防止計画の進捗状況

2015年度は、第12次鉱業労働災害防止計画(2013年度～2017年度：平成25年経済産業省告示第68号)の3年目に当たり、目標達成のための主要な対策事項として筆頭に掲げた「鉱山保安マネジメントシステムの構築・有効化」に関する支援を行った。

近年、鉱山災害の発生回数は減少傾向にあり、2015暦年の全鉱山における災害発生件数は28件で前年を下回った。しかしながら、罹災者数は19名で前年比5名増となった。

(2) 鉱害防止事業の実施に関する第5次基本方針を踏まえた取組

鉱害防止事業の計画的な実施を図るため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき、経済産業大臣が鉱害防止事業の実施時期、事業量等について「特定施設に係る鉱害防止

事業の実施に関する基本方針」を定めることとされており、1973年の法律創設以降、10年間毎に4回にわたり制定し、第5次基本方針を2013年3月28日に告示した。

第5次基本方針に基づき、残存する鉱害防止工事に加え、坑廃水処理の処理施設の老朽化への対応、自然災害への緊急対応等を実施するため、2015年度も引き続き後述の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金の活用等により鉱害防止事業を着実かつ計画的に推進した。

7. 2. 2015年の災害の状況及び対策

鉱山保安法第41条に基づき、2015年に報告があった災害は次のとおり。

	災害報告件数	罹災者数 (軽傷以上)
金属・非金属	4	2
石灰石	17	11
石油	4	3
石炭(亜炭を含む)	3	3
合計	28	19

鉱山(一部休廃止鉱山を含む)における危害及び鉱害を防止するため、鉱山保安法及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき、産業保安監督部等が監督検査等を実施した。

(参考)

(2015年末現在)

	稼行鉱山数	鉱山労働者数
金属・非金属	164	2579
石灰石	245	6382
石油	59	1314
石炭 (亜炭含む)	15	664
合計	483	10,939

(1) 休廃止鉱山の鉱害防止対策

金属鉱山等においては、閉山後もカドミウム、砒素等の有害物質を含む坑廃水が半永久的に流出するという特殊性があり、地元住民の健康、周辺環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、産業保安監督部等による監督検査等に加えて、次のような施策を実施した。

① 休廃止鉱山鉱害防止事業に係る支援

休廃止鉱山に係る鉱害の発生を防止するため、地方公共団体及び鉱害防止義務者(鉱業権者等)が行う鉱害防止事業に対して休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(以下「休廃止補助金」という。)を交付(補助率:3/4)した。

(ア) 義務者不存在分

鉱害防止義務者が不存在の休廃止鉱山について、地方公共団体が実施する集積場の覆土・植栽、坑口の閉そく、坑廃水処理等の事業に対し休廃止補助金を交付した。

(イ) 義務者存在分

鉱害防止義務者が存在する休廃止鉱山について、義務者が実施する坑廃水処理事業のうち、義務者の行為に起因しない汚染分(自然汚染、他者汚染)の処理費用に対し休廃止補助金を交付した。

② JOGMECによる鉱害防止支援事業

鉱害防止部門が実施する事業の運営に必要な経費等について運営費交付金を交付し、次の事業を実施することにより、金属鉱山等に起因する鉱害を防止した。

(a) 地方公共団体への支援業務

地方公共団体が実施する鉱害防止事業(鉱害防止義務者が不存在の場合)について、地方公共団体の依頼に応じて事前調査・技術指導等の調査指導業務を実施した。

また、地方公共団体の委託を受けて大規模又は技術的に困難な鉱害防止工事の設計・工事支援業務及び坑廃水処理施設の運営管理業務を実施した。

(b) 調査研究技術開発業務

鉱害防止対策の効率化・費用低減化等のため必要な技術開発に関する調査研究業務を実施した。

(c) 融資業務

鉱害防止資金(使用済特定施設鉱害防止工事及び坑廃水処理事業分)及び鉱害負担金資金について融資を行った。

(d) 鉱害防止積立金業務

使用中の特定施設について、使用終了後の鉱害防止工事費用として、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の鉱害防止積立金制度に基づき、採掘権者等が積み立てる積立金の管理業務を実施した。

(e) 鉱害防止事業基金業務

恒久的な坑廃水処理費用を確保するため、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」の鉱害防止事業基金制度に基づき、採掘権者等が拠出した基金の管理・運用業務を実施した。

(2) 技術開発等の推進

(ア) 大水深海底鉱山保安対策調査事業

日本周辺海域で活発化が予想される大水深下石油・可燃性天然ガス開発に対し、今後、取り組むべき保安対策等のあり方を検討するもので、今年度は、欧米諸国における本開発に係る保安技術動向等の調査を実施した。

(イ) 環境共生型坑廃水処理技術調査研究事業

鉱害防止事業の国民経済的負担を軽減するため、坑廃水処理の現場で導入が期待される新技術（自然の浄化能力を活用したパッシブトリートメント）に係る調査研究を委託事業として実施した。

(3) 国際協力事業

我が国に蓄積されている環境保全技術を積極的に海外に移転することにより、海外における鉱山での鉱害防止、人材の育成を支援し、国際社会に貢献することを目的に環境保全等技術支援事業を実施した。

(ア) 鉱害政策アドバイザー派遣

鉱山環境保全に関する専門家をペルーに派遣し、鉱山環境保全等の課題に応じた提言や鉱害防止対策現場等を利用した技術移転等を実施した。

(イ) 環境対策等調査

鉱害防止対策等において課題を有する資源保有国において、資源開発地域、鉱山、製錬所及びたい積場跡地等の環境保全に関する実態把握・環境影響等の調査を実施しており、2015年度はペルー及びラオスで実施した。

(ウ) 研修員の受入

鉱害防止対策等における課題を有する資源保有国の政府関係機関の技術者を日本に受入れ、日本の鉱害防止対策等の現場における研修を実施しており、2015年度はペルーから研修生を受け入れた。

(エ) 鉱害セミナー

鉱害防止対策等における課題を有する資源保有国に鉱山環境専門家を派遣し、環境と調和した鉱山開発等に関するセミナーを開催した。2015年度はラオス、ペルー、ボツワナ及びジンバブエで実施した。

7. 3. 中央鉱山保安協議会等開催状況

2015年度は中央鉱山保安協議会を2016年2月22日に開催した。議事概要は以下のとおり。

【審議事項】

- ・ 鉱山保安法省令の改正案について

【報告事項】

- ・ 第12次鉱害労働災害防止計画の実施状況について
- ・ 「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第5次基本方針）」に係る取組について
- ・ 石炭じん肺訴訟の現状について
- ・ 鉱害防止準備金制度の変更と運用について
- ・ 改正鉱山保安法5年後レビューのフォローアップについて

7. 4. 全国鉱山保安表彰

全国鉱山保安表彰は、鉱山保安に関し特に成績優良な鉱山及び鉱山保安の確保に特に功労のあった者を表彰するものであり、1950年度から実施している。

(2015年度表彰式の概要)

- ・ 期日：2015年10月13日（火）
- ・ 受賞者：鉱山の部：8鉱山
保安責任者の部：1名
保安従事者の部：22名
保安功労・貢献者の部：1名

8. 産業保安監督部

8. 1. 北海道産業保安監督部

(1) 管轄区域

北海道

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物	11
自家用電気工作物	35
水力発電所	13
火力発電所	22
風力発電所	9
太陽電池発電所	3

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程(変更)等届出	5,228
主任技術者選解任届出等	3,539
主任技術者免状交付関係	55

工事計画届出	130
使用開始届出	23
定期安全管理審査	43
電気関係報告規則関係届出等	1,634
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	481
電気保安功労者表彰	9

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス事業者

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス事業者	8
簡易ガス事業者	16
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	1
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	8
特定ガス工作物変更届出	12
保安規程（変更）届出	27
ガス主任技術者選解任届出	102
表彰関係	5
ガス消費機器設置工事 監督者資格証（再交付含む）	25

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
大臣認定試験者確認調査	0
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係	5

項 目	件数
高圧ガス輸送保安確保のための共同 防災訓練開催（室蘭市）	1 (強風のため中止)

※北海道産業保安監督部、北海道、高圧ガス地域防災協議会の三者共催

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
-----	----

火薬類製造営業許可	0
製造施設等の変更許可	7
危害予防規程の変更認可	9
国家公安委員会への通報	13
完成検査	5
保安検査	3
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	4
表彰関係	0

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
レイアウト確認検査	0
石油コンビナート等特別防災区域合 同立入検査	9

(E) 液化石油ガス

(a) 主要業務処理状況

項 目	件数
表彰関係	13

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安

(a) 立入検査等実施

項 目	件数
金属・非金属	1
石灰石	11
石油・天然ガス	5
石炭	21

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	23
保安規程届出関係	6
選任・解任届出関係	103
災害月報等報告関係	527
保安図関係	30
法第 47 条報告関係	0

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
金属・非金属	30
石灰石	9
石油・天然ガス	1
石炭	11

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	25
事故等報告関係	0
補助金関係	112

特措法関係	42
-------	----

(c) 補助事業

項 目	件数
鉱山数	10
義務者不存在鉱山（金額単位：千円）	361,779
義務者存在鉱山（金額単位：千円）	41,226

8. 2. 関東東北産業保安監督部東北支部

(1) 管轄区

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

○石炭鉱業に関するものについては、福島県を除く。

○けい石及び耐火粘土の生産その他これらの鉱物に係る鉱業については、福島県いわき市、白河市の一部、双葉郡及び西白河郡を除く。

○電気に関するものについては、新潟県を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物	2
自家用電気工作物	8
水力発電所	5
火力発電所	10
太陽電池発電所	1
風力発電所	4
登録調査機関	3
電気工事業者	5
電気主任技術者認定校（立入調査）	17
電気工事士養成施設（立入調査）	3

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
電気事業用及び自家用電気工作物の工事計画、安全管理審査関係	462
主任技術者の選任関係	7,348
保安規程変更等関係	10,745
使用開始届出	26
電気関係報告規則関係届出	2,757
主任技術者、電気工事士の免状交付等	999
電気工事士養成施設の指定・変更届等	15
電気工事業者の登録等	46
表彰関係（支部長表彰）	9

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス事業、簡易ガス事業等

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス事業者	13
簡易ガス事業者	24
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	2
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	15
特定ガス工作物変更届出	11
保安規程（変更）届出	70
ガス主任技術者選解任届出	116
ガス消費機器設置工事監督者資格証（再交付含む）	12
表彰関係（支部長表彰）	7

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
認定完成・保安検査実施者	0
指定保安検査機関	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
大臣認定試験者確認調査	3
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係（支部長表彰）	4

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
完成検査	5
保安検査	3
製造施設等の変更許可	20
危害予防規程の変更認可	16
国家公安委員会への通報	21
製造保安責任者の選解任届の受理	1
表彰関係（支部長表彰）	0

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
石油コンビナート等特別防災区域合同立入検査	0

レイアウト確認調査	0
-----------	---

(E) 液化石油ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売事業者	6
保安機関	2

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
液化石油ガス販売事業登録	1
液化石油ガス販売事業者等承継届	2
液化石油ガス販売所等変更届	45
業務主任者等選解任届	30
保安機関認定更新等	3
保安機関承継届	2
一般消費者の増加認可、減少届	15
保安業務規程認可、変更認可	23
保安機関変更届	23
保安業務廃止届	0

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
金属・非金属	14
石灰石	21
石油・天然ガス	2
石炭・亜炭	1

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
施業案協議	18
特定施設届出関係	52
保安規程届出関係	25
保安関係者の選任・解任届等	164
災害月報等報告関係	818
保安図関係	47
法第 47 条報告関係	0

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
金属・非金属	33
石灰石	4
石油・天然ガス	2
石炭・亜炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	201
事故等報告関係	26
鉱害防止事業計画届出	2

鉱害防止積立金の額の通知	5
鉱害防止積立特定施設に係る報告	5
使用済み特定施設に係る四半期報告	74
鉱害防止費用確認申請	26
補助金関係事務処理	347

(c) 補助事業

項 目	件／千円
鉱山数	33
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 (義務者不存在分)	299, 824
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 (義務者存在分)	203, 431

※2016 年度への繰越事業を含まない。

8. 3. 関東東北産業保安監督部

(1) 管轄区域

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県

○電気に関するものについては、新潟県及び長野県全域、静岡県の一部を除く。

○ガスに関するものについては、静岡県磐田市、湖西市、浜松市の一部、袋井市の一部を除く。

○石炭鉱業に関するものについては、福島県も管轄。

○けい石及び耐火粘土の生産その他これらの鉱物に係る鉱業については、福島県いわき市、白河市の一部、双葉郡及び西白河郡を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物(発電所を除く)	4
自家用電気工作物(発電所を除く)	71
水力発電所	5
火力発電所	10
風力発電所	3
太陽電池発電所	7
電気工事業者	15
電気主任技術者認定校	21

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程(変更)等届出	36, 122
主任技術者選解任届出等	28, 631
主任技術者、電気工事士免状交付関係	3, 865
工事計画届出、安全管理審査関係	1, 200

電気事故報告	178
PCB 電気工作物報告関係	1,801
電気工事業者登録関係、認定校・養成施設関係届出等	210
電気保安功労者表彰	25

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス・簡易ガス等保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス事業者	9
簡易ガス事業者	33
ガス導管事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画届	72
特定ガス工作物変更届	57
供給地点等変更許可	179
事業許可・認可	40
保安規程（変更）届	96
ガス主任技術者選解任届	878
年次報告（ガス事故、消費機器調査、周知状況、導管改修実施状況）	1,925
準用事業開始届	5
表彰関係	33
ガス消費機器設置工事 監督者資格証（再交付含む）	162

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
認定完成・保安検査実施者	8
指定保安検査機関	1

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特別充てん許可	107
認定完成・保安検査実施者変更届	77
大臣認定試験者確認調査	10
管内都県ブロック会議	1
表彰関係	36

(C) 火薬類保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の変更許可	63
危害予防規程の変更認可	43
国家公安委員会への通報	106
完成検査	34

保安検査	14
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	17
管内都県ブロック会議	1
表彰関係	9

(D) コンビナート保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0
レイアウト確認検査	4

(E) 液化石油ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売事業者	19
保安機関	28

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
販売事業登録	0
販売事業承継届	17
販売所等変更届	344
業務主任者選解任届	805
保安機関認定・更新	14
一般消費者等の数の増加認可	47
保安業務規定（変更）認可	134
保安機関変更届	101
管内都県ブロック会議	1
表彰関係	22

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安関係

(a) 立入検査等実施状況（危害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	11
石灰石	20
石油・天然ガス	11
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	120
保安規程届出関係	32
選任・解任届出関係	451
災害月報等報告関係	1,363
保安図関係	99
法第 47 条報告関係	0

(B) 鉱害防止関係

(a) 立入検査等実施状況（鉱害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	5

石灰石	18
石油・天然ガス	3
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	179
事故等報告関係	1
補助金関係	63
特措法関係	19
法第 47 条報告関係	1

(c) 休業止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

項 目	件/金額
鉱山数	6
補助金額(義務者存在)	87,579
補助金額(義務者不存在)	17,808

8. 4. 中部近畿産業保安監督部

(1) 管轄区域

愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県

○電気に関するものについては、長野県全域、静岡県及び福井県の一部を含む。

○ガスに関するものについては、静岡県の一部を含む。

※監督部は、名古屋に本部を置き、北陸地域の電気及びガス（一般ガス及び簡易ガス）については、富山市に所在の北陸産業保安監督署が管轄している。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物（発電所を除く）	86 (86)
自家用電気工作物（発電所を除く）	49 (44)
	31 (39)

注：（ ）内は北陸監督署の件数で外数

項 目	件数
水力発電所	10 (10)
	11 (12)
火力発電所	106 (57)
風力発電所	40 (32)

注：（ ）内は北陸監督署の件数で外数

項 目	件数
電気工事業者	3 (3)
電気主任技術者認定校	12 (46)
電気工事士養成施設	0 (0)

注：（ ）内は北陸監督署の件数で外数

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
-----	----

保安規程（変更）等届出	16,050 (4,105)
主任技術者選任解任届出等	1,306 (299)
主任技術者免状交付関係	183 (38)
工事計画届出	305 (63)
使用開始届出	32 (19)
使用前安全管理審査	91 (13)
定期安全管理審査	109 (1)
第三者の安全管理審査の評定	128 (20)
電気関係報告規則関係届出等	4,999 (1,196)
電気工事業者の登録等	32 (12)
電気保安功労者表彰	26 (16)

注：（ ）内は北陸監督署の件数で外数

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 都市ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス事業者	4 (3)
簡易ガス事業者	29 (8)
大口ガス事業者	1 (0)
ガス導管事業者	1 (0)
準用事業者	1 (1)

注：（ ）内は北陸監督署の件数で外数

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	16 (8)
特定ガス工作物変更届出	16 (12)
保安規程（変更）届出	28 (9)
ガス主任技術者選解任届出	232 (76)
ガス消費機器設置工事監督者資格交付関係	12 (5)
ガス保安功労者表彰	22 (3)

注：（ ）内は北陸監督署の件数で外数

(B) 高圧ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
認定完成・保安検査実施者	2
指定保安検査機関	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
大臣認定試験者確認調査	0
管内都道府県ブロック会議	1
高圧ガス保安表彰	17

(C) 火薬類の保安

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
製造施設完成検査	10
製造施設保安検査	3

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等変更認可	34
危害予防規程変更認可	6
国家公安委員会への通報	40

完成検査	10
保安検査	3
製造保安責任者等選解任届出	5
火薬類保安表彰	12

(D) コンビナートの保安

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
レイアウト確認検査	0

(E) 液化石油ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売店	10
保安機関	21

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安機関認定関係	25

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安関係

(a) 立入検査等実施状況（危害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	22
石灰石	14
石油・天然ガス	0
石炭・亜炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目		件数
特定施設届出関係		6
保安規程届出関係		20
選任・解任届出関係		113
災害月報等報告関係		838
保安図関係		67
法第 47 条報告関係		10
鉦山保安表彰	鉦山	3 鉦山
	保安責任者	1 名
	保安従事者	17 名

(B) 鉱害防止関係

(a) 立入検査等実施状況（鉱害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	18
石灰石	5
石油・天然ガス	0
石炭・亜炭	0

(b) 立入調査実施状況

項 目	件数
法 39 条調査	32

(c) 主要業務処理状況

項 目	件数
-----	----

特定施設届出関係	12
特措法関係	10

(d) 補助事業

項 目	件/千円
鉱山数	2
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 （義務者不存在分）	0
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 （義務者存在分）	56,875

8. 5. 中部近畿産業保安監督部近畿支部

(1) 管轄区域

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

○電力に関するものは、兵庫県赤穂市の一部地域及び福井県嶺北地域を除き、岐阜県関ヶ原町の一部地域、三重県熊野市の一部地域及び南牟婁郡を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物	5
自家用電気工作物	61
水力発電所	9
火力発電所	8
風力発電所	0
太陽光発電所	1
登録調査機関	3
電気主任技術者認定校	15
電気工事士養成施設	2
電気工事業者	10

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程(変更)等届出	17,601
主任技術者選解任届出等	18,354
主任技術者免状交付関係	240
工事計画届出	377
使用開始届出	114
安全管理審査	284
電気関係報告規則関係届出等	4,408
電気工事士法・工業法、認定校・養成施設関係届出等	1,858
電気保安功労者表彰	12

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス・簡易ガス等

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス事業者	6
簡易ガス事業者	26
準用事業者	5

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	17
特定ガス工作物変更届出	3
保安規程（変更）届出	55
ガス主任技術者選解任届出	200
簡易ガス事業の許可	2
供給地点等の変更許可	7
簡易ガス事業の休・廃止許可	10
簡易ガス事業の譲渡・譲受認可	3
法人の合併（分割）認可	2
表彰関係（支部長）	9
ガス消費機器設置工事 監督者資格証（再交付含む）	62

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
登録特定設備製造業者	0
認定検査実施者	0
その他	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
認定試験者現地調査	4
認定検査実施者現地調査	0
表彰関係（部長）	14
管内府県ブロック会議	0

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の変更許可	111
危害予防規程の変更認可	51
国家公安委員会への通報	115
完成検査	26
保安検査	5
選解任届け	6
管内府県ブロック会議	1
表彰関係（部長）	2

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

レイアウト確認	1
---------	---

(E) 液化石油ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売事業者	7
保安機関	26

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
販売事業登録行政庁変更届	1
販売事業承継届	0
販売所等変更届	37
業務主任者選解任届	29
保安機関認定・更新	5
一般消費者等の数の増加認可	6
保安業務規程（変更）認可	15
保安機関変更届	17
管内府県ブロック会議	1

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況（危害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	25
石灰石	6

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程届出関係	6
選任・解任届出関係	27
事故その他の事象に係る報告	0
災害月報等報告関係	396
保安図関係	26
鉱山保安表彰（鉱山・保安従事者）	6

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査実施状況（鉱害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	29
石灰石	8

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	4
補助金関係	27
特措法関係	14

(c) 補助事業

項 目	件数
鉱山数	4
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 （義務者不存在分）	26, 346
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	13, 705

(義務者存在分)	
----------	--

8. 6. 中国四国産業保安監督部

(1) 管轄区域

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

○電気に関するものについては、兵庫県赤穂市（1963年9月1日に岡山県と気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県小豆郡、香川郡直島町、愛媛県今治市（2005年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡上島町を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目		件数
電気事業用電気工作物	火力	12
	水力	2
	風力	0
	太陽電池	0
	送変電	3
	配電	2
自家用電気工作物	火力	2
	水力	2
	風力	1
	太陽電池	1
	需要	10

項 目	件数
電気工事業者	3

(b) 主要業務処理状況

項 目		件数
保安規程(変更)等届出		7,925
主任技術者の選任、許可及び承認等		5,597
主任技術者免状交付関係	電気	80
	ダム・水路	6
	ボイラー・タービン	20
工事計画届出		168
使用前安全管理審査		38
使用開始届出		30
定期安全管理審査		5
定期事業者検査時期変更承認		27
電気関係報告規則関係届出		633
認定校関係届出等		9
電気工事業法関係届出等		36
電気工事士法関係（認定証交付）	認定電気工事等	729
	特殊電気工事等	33

養成施設関係届出	9
電気保安功労者表彰（部長）	11

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 各種ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス事業者	7
簡易ガス事業者	40
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	1
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	11
特定ガス工作物変更届出	16
保安規程（変更）届出	42
ガス主任技術者選解任届出	232
簡易ガス事業の許可	1
供給地点等の変更許可	10
簡易ガス事業の休・廃止許可	10
簡易ガス事業の譲渡・譲受認可	1
法人の合併（分割）認可	1
表彰関係（部長）	7
ガス消費機器設置工事 監督者資格証（再交付含む）	28

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
認定完成・保安検査実施者	3
指定保安検査機関	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
高圧ガス特別充てん許可	75
指定保安検査機関の指定	3
大臣認定完成・保安検査実施者の現地調査	8
大臣認定試験者確認調査	2
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係（部長）	10

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の許可	0
製造施設等の変更許可	61

危害予防規程の認可	0
危害予防規程の変更認可	21
国家公安委員会への通報	82
完成検査	16
保安検査	5
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	4
管内都道府県ブロック会議	1
火薬類製造所保安連絡会議	1
表彰関係（大臣）	0

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
レイアウト確認検査	3
石油コンビナート等特別防災区域合 同立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
第一種事業所新設等完了届	0

(E) 液化石油ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売事業者	17
保安機関	4

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
液化石油ガス販売事業登録	0
液化石油ガス保安機関認定	1
液化石油ガス保安機関認定の更新	1
一般消費者等の数の増加の認可	11
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係	0

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
金属・非金属	7
石灰石	17
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設の工事計画の（変更）届出	4
特定施設の使用開始（廃止）届出	11
保安規程届出関係	21
選任・解任届出関係	155
災害月報等報告関係	665

保安図関係	52
法第 47 条報告関係	0
表彰関係（部長）	14

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
金属・非金属	24
石灰石	5
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設の工事計画の（変更）届出	21
特定施設の使用開始（廃止）届出	12
法第 47 条報告関係	2

(c) 補助事業

項 目	単位:千円
鉱山数	5
義務者存在分補助金額	27,951
義務者不存在分補助金額	92,785

8. 7. 中国四国産業保安監督部四国支部

(1) 管轄区域

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

○電気に関するものについては、香川県小豆郡及び香川
郡直島町、愛媛県今治市（2005 年 1 月 15 日における
旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町
及び関前村の区域に限る。）及び越智郡上島町を除く。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物	4
自家用電気工作物	31
水力発電所	10
火力発電所	12
風力発電所	3

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程（変更）等届出	4,268
主任技術者選解任届出等	3,065
主任技術者免状交付関係	79
工事計画届出	84
使用開始届出	8

安全管理審査	71
電気関係報告規則関係届出等	736
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	289
電気保安功労者表彰	15

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 各種ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス事業者	6
簡易ガス事業者	12
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	0
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
一般ガス保安規程届	0
一般ガス工事計画の届出	1
簡易ガス事業許可	0
簡易ガス特定ガス工作物変更届出	2
簡易ガス保安規程（変更）届出	1
簡易ガス主任技術者選解任届出	39
ガス消費機器設置工事監督者資格証（再交付含む）	1
表彰関係（四国支部長表彰）	5

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	1

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
指定保安検査機関の指定	0
指定保安検査機関業務規程（変更）認可	0
認定（完成・保安）検査実施者変更届	9
高圧ガス保安協会の調査立会	1
表彰関係（四国支部長表彰）	6

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の変更許可	1
製造施設完成検査	1
製造保安責任者等選解任届	0

製造施設保安検査	1
----------	---

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
レイアウト確認調査	0

(E) 液化石油ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売事業者	8
保安機関	6

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
販売事業所等変更届	6
販売事業所等承継届	0
販売事業者登録簿謄本交付	2
業務主任者等選解任届	2
保安機関の認定更新	0
一般消費者等の数の増加認可申請	1
保安業務規程変更認可	3
保安機関変更届	3

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況（危害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	9
石灰石	13
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	16
保安規程届出関係	4
選任・解任届出関係	69
災害月報等報告関係	242
保安図関係	16
法第 47 条報告関係	0
地方鉱山保安表彰関係	3
保安研修等関係	2

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査等実施状況（鉱害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	10
石灰石	5
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
補助金関係	22
特措法関係	4

(c) 補助事業（休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金）

項 目	件数
対象鉱山数	2
義務者存在分補助金額	26,883
義務者不存在分補助金額	0

8. 8. 九州産業保安監督部

(1) 管轄区域

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(2) 業務の実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物	8
自家用電気工作物	15
登録調査機関	4
水力発電所	3
火力発電所	7
風力発電所	3
太陽光発電所	3

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程（変更）等届出	17,072
主任技術者選解任届出等	11,506
主任技術者免状交付関係	167
工事計画届出	207
使用開始届出	43
定期安全管理審査	72
電気関係報告規則関係届出等	3,480
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	954
電気保安功労者表彰（部長）	14

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 各種ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス事業者	9
簡易ガス事業者	20
大口ガス事業者	1
ガス導管事業者	1
準用事業者	3

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	6
特定ガス工作物変更届出	19
保安規程（変更）届出	50
ガス主任技術者選解任届出	215
表彰関係（部長）	7
ガス消費機器設置工事 監督者資格証（再交付含む）	14

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
認定完成・保安検査実施者	
指定保安検査機関	1

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の変更許可	24
危害予防規程の変更認可	8
国家公安委員会への通報	31
完成検査	16
保安検査	7
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	4
表彰関係（部長）	3

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
レイアウト確認検査	1
石油コンビナート等特別防災区域合 同立入検査	0

(E) 液化石油ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
保安機関	14
販売事業者	5

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
販売事業所等変更届	114
業務主任者等選解任届	173
保安業務規程認可・変更認可	38

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
金属・非金属	9

石灰石	5
石油・天然ガス	1

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	10
保安規定届出関係	19
選任・解任届出関係	112
保安図関係	41
法第 47 条報告関係	0
表彰関係（部長）	14

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
金属・非金属	7
石灰石	1
石油・天然ガス	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	12
法第 47 条報告関係	0
補助金関係	63
特措法関係	26

(c) 補助事業

項 目		件数/千円
鉱山数		10
補助金額	義務者存在	13,098
	義務者不存在	145,091

8. 9. 那覇産業保安監督事務所

(1) 管轄区域

沖縄県

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物	1
自家用電気工作物	31
水力発電所	0
火力発電所	0
風力発電所	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程(変更)等届出	537
主任技術者選解任届出等	535
主任技術者免状交付関係	11
工事計画届出	38
使用開始届出	3
定期安全管理審査	3
電気関係報告規則関係届出等	62

電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	6
電気保安功労者表彰	6

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス・簡易ガス等保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス事業者	1
簡易ガス事業者	9
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	0
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	2
特定ガス工作物変更届出	3
保安規程（変更）届出	9
ガス主任技術者選解任届出	57
表彰関係（大臣、所長）	2
ガス消費機器設置工事 監督者資格証（再交付含む）	0

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 主要業務処理状況

項 目	件数
大臣認定試験者確認調査	0
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係（所長）	0

(C) 火薬類保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の変更許可	0
危害予防規程の変更認可	0
国家公安委員会への通報	0
完成検査	0
保安検査	1
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	0
表彰関係（所長）	1

(D) コンビナート保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
レイアウト確認検査	0

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安関係

(a) 立入検査等実施（危害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	0
石灰石	14
石油・天然ガス	1
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	44
保安規程届出関係	9
選任・解任届出関係	73
災害月報等報告関係	999
保安図関係	80
法第 47 条報告関係	0
表彰関係（所長）	2

(B) 鉱害防止関係

(a) 立入検査等実施状況（鉱害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	0
石灰石	1
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

項 目	円/件数
鉱山数	0
補助金額	0

(c) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	0
事故等報告関係	0
補助金関係	0
特措法関係	0